

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の 各事業年度に係る業務の実績に関する評価基準

農林水産省農林水産技術会議事務局長
平成27年6月30日付け27農会第671号
(一部改正) 平成28年1月8日付け27農会第671号-1

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「法人」という。）における各事業年度に係る業務の実績に関して行う評価については、「農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知）」に定めるもののほか、以下の基準により実施する。

1 評価単位

評価を行う最小単位（以下、「評価単位」という。）は、原則として、中長期計画の中項目とする。

ただし、「第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」、「第4 短期借入金の限度額」、「第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」、「第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」及び「第7 剰余金の使途」については、大項目を評価単位とする。また、中項目「第2-1 試験及び研究並びに調査」については、「(1) 研究の重点的推進」における大課題（中長期計画の最小区分）等を評価単位とする。

なお、第4、第5、第6、第7及び第8-5「積立金の処分に関する事項」については、実績があった場合に評価を行う。

評価票及び上記に基づき設定した評価単位を付表1に示す。

2 評価の視点及び評価軸について

「国立研究開発法人の評価に関する評価軸の設定について」（平成26年12月8日付け事務連絡内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（企画担当））によれば、「平成28年4月に新たな中長期目標の開始が予定され、平成27年度に見込評価を行わなければならない法人については、これまでの運用の継続性等を考慮し、新中長期目標における評価軸の設定に注力することは適切な対応だと考えられる。」とされている。これを踏まえ、平成27年度及び平成28年度に行う評価については下記の要領で実施することで、評価軸等による評価に替えることとする。

原則として、評価単位ごとに達成度合いを判断するための指標を設定し、これら指標に係る取組状況を勘案して評価を行う。指標は付表2に示す。

ただし、法人自ら行う試験研究部分（中長期計画「第2-1 試験及び研究並びに調査」、「第2-5-（1）研究の重点的推進」及び「第2-5-（2）行政ニーズへの機動的対応」をいう。以下同じ。）については、指標を定めず、「具体的な年次目標を記載した工程表」や年度計画に掲げられた内容を参考としつつ、中長期計画に掲げられた内容に照らして評価を行う。なお、試験研究部分の評価に当たっては、目指すべき研究成果の社会・経済に対する貢献、学術進展へのインパクトや新たな発展の可能性からみた特筆すべき業績、行政ニーズへの機動的対応など試験研究に対する社会的要請についても勘案する。

3 評定

指針の「Ⅲ-7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分」において定められたとおりとする。

4 総合評定の方法

総合評定は以下の手順により行うものとする。

評価単位より上位の項目（大項目等）及び機関の総合評価に当たっては、各評価単位の評価結果を反映し、かつ項目間における業務の性質の相違を考慮するため、以下のとおり、上位項目の評定を算出し、それを勘案して評価を行うものとする。

ア 各段階の評価結果を以下の基準により点数化する。

S：4点 A：3点 B：2点 C：1点 D：0点

イ 評価単位から大項目までの各段階で項目間のウェイトを設定し、アにおける点数をウェイトに基づき加重平均することにより上位の項目の点数を算出する。ただし、「第2－1 試験及び研究並びに調査」における各評価単位のウェイトは、毎年度、各評価単位に関連する予算額等を考慮して設定する。

ウ イで算出した点数により以下のとおり評定を付す。

〈点数によるランク分けの基準〉

3.5以上：S 2.5以上3.5未満：A 1.5以上2.5未満：B
0.5以上1.5未満：C 0.5未満：D

5 法人による自己評価

（1）自己評価の実施

法人は、主務大臣による評価を受けようとするときは、本基準に定める方法により自己評価を行い、その結果を、業務実績報告とあわせ、6月末までに農林水産技術会議事務局長に提出するものとする。

（2）自己評価の方法

法人は、試験研究部分について、大課題ごとに自己評価を行うものとする。ただし、主務大臣が行う評価に支障がない範囲で、当該年度の研究実績に応じて、効率的に評価を行える区分を設定できるものとする。試験研究部分以外については、原則として1の評価単位ごとに自己評価を行うものとする。

自己評価を行う際は、本基準に従って実施するものとする。

6 その他

（1）生物系特定産業技術に関する業務のうち、酒類製造業、たばこ製造業、酒類販売業及びたばこ販売業に係る業務の評価は、主務大臣たる財務大臣が行う。

（2）「生物系特定産業技術に関する民間研究の支援」の(3)特例業務の出資事業は、産業投資特別会計からの出資金を原資とし、研究開発会社に出資金として研究資金の供給を行っていたものである。

したがって、出資を受けた研究開発会社は研究開発の実施により、経理上ほぼ資本金相当額が欠損金として累積することとなり、法人が所有する研究開発会社の株式は、時価評価を行うことによりその大部分が欠損金として計上されることとなる。

しかし、このことは制度上の仕組みから発生するものであるもので、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の中長期計画及び業務方法書等を斟酌して、実用化の促進及び収益の改善等総合的な観点から評価を行うものとする。

付表 1（国立研究開発法人 年度評価 項目別評価総括表様式）

中長期計画		年度評価					項目別 調書No.	備考
		x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度		
第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置								
1－1	経費の削減							※
1－2	評価・点検の実施と反映							※
1－3	研究資源の効率的利用及び充実・高度化							※
1－4	研究支援部門の効率化及び充実・高度化							※
1－5	産学官連携、協力の促進・強化							※
1－6	海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化							※
第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
2－1	試験及び研究並びに調査（別表）							
2－2	近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授		—	—	—	—		※
2－3	生物系特定産業に関する基礎的研究の推進							※
2－4	生物系特定産業に関する民間研究の支援							※
2－5	農業機械化の促進に関する業務の推進							※
2－6	行政部局との連携							※
2－7	研究成果の公表、普及の促進							※
2－8	専門研究分野を活かしたその他の社会貢献							※
第 3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画								※
第 4 短期借入金の限度額								※
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画								※
第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画								※
第 7 剰余金の使途								※
第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項等								
8－1	施設及び設備に関する計画							※
8－2	人事に関する計画							※
8－3	法令遵守など内部統制の充実・強化							※
8－4	環境対策・安全管理の推進							※
8－5	積立金の処分に関する事項							※

注：備考欄に※があるものは評価を行う最小単位

付表 1 (国立研究開発法人 年度評価 項目別評価総括表様式 (試験及び研究並びに調査))

			年度評価					項目別 調書No.	備考
			x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度		
第 2 - 1 試験及び研究並びに調査									—
	1. 食料安定供給のための研究開発								—
	(1) 地域の条件・資源を活かした高生産性水田・畑輪作システムの確立								—
		① 新世代水田輪作の基盤的技術と低コスト生産システムの構築							※
		② 土地利用型耕種農業を支える先導的品種育成と基盤的技術の開発							※
		③ 業務需要に対応できる高度畑・野菜輪作農業システムの確立と先導的品種の育成							※
		④ 農業技術の経営的評価と経営管理システムの確立							※
	(2) 自給飼料基盤の拡大・強化による飼料生産性向上と効率的利用技術の開発								※
	(3) 家畜の代謝特性に基づく飼養管理及び家畜の安定供給のための育種・繁殖技術の開発								※
	(4) 園芸作物の高収益安定生産システムの開発								—
		① 日本型の高収益施設園芸生産システムの構築							※
		② 果樹・茶の持続的高品質安定生産技術の開発							※
	(5) 地域特性に応じた環境保全型農業生産システムの確立								—
		① 土壌生産力の総合的管理による持続的生産技術の開発							※
		② 生物機能等の農業代替技術を組み込んだ環境保全型病虫害・雑草防除技術の開発と体系化							※
		③ 環境保全型農業および有機農業の生産システムの確立							※
	(6) IT やロボット技術等の革新的技術の導入による高度生産・流通管理システムの開発								※
	(7) 家畜重要疾病、人獣共通感染症等の防除のための技術の開発								※
	(8) 食品の安全性向上及び消費者の信頼確保のための技術の開発								※
	2. 地球規模の課題に対応した研究開発								—
	(1) 地球温暖化に対応した農業技術の開発								※
	(2) 国産バイオ燃料・マテリアル生産技術の開発とバイオマスの地域利用システムの構築								※
	3. 新需要創出のための研究開発								—
	(1) 農産物・食品の機能性解明及び機能性に関する信頼性の高い情報の整備・活用のための研究開発								※
	(2) ブランド化に向けた高品質な農産物・食品の開発								※
	(3) 農産物・食品の高度な加工・流通プロセスの開発								※
	4. 地域資源活用のための研究開発								—
	(1) 農村における施設・地域資源の維持管理技術の開発								—
		① 農業水利施設等の戦略的な再生・保全管理技術の開発							※
		② 農村地域の国土保全機能の向上と防災・減災技術の開発							※
	(2) 農業生産のための基盤的地域資源の保全管理技術の開発								※
	5. 原発事故対応のための研究開発								※

注：備考欄に※があるものは評価を行う最小単位

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の評価基準における指標
(中長期計画第1、第2—2～8(5(1)、(2)を除く)、第3～第8部分)

中長期目標 (平成23年3月2日制定 平成24年2月24日、平成27年11月10日 変更)	中長期計画 (平成23年3月31日制定認可、 平成23年6月30日、平成26年2月28日、 平成27年12月22日変更認可)	評価単位ごとの指標 (評価のポイント)
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標 を達成するためとるべき措置	
1. 経費の削減 (1) 一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行う。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、削減対象から除くこととする。 ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学	1. 経費の削減 (1) 一般管理費等の削減 ① 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行う。 ② 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、研究機構全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。)について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、削減対象から除くこととする。 (ア) 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 (イ) 任期付研究者のうち、国からの	(指標1-1) ア 法人における業務経費、一般管理費の削減に向けた取組が行われているか。数値目標は達成されたか。 イ 法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由及び講ずる措置が明確にされているか。また、検証結果を公表しているか。 ウ 人件費削減目標の達成に向けた具体的な取組が行われているか。また、数値目標は達成されたか。

技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。) (2) 契約の見直し 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する。経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。	委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。) (2) 契約の見直し ① 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する観点から調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。 ② 経費削減の観点から、他の独立行政法人の事例等をも参考にしつつ、複数年契約の活用など契約方法の見直し等を行う。 ③ 密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。	エ 契約方式等、契約に係る規程類は適切に整備、運用されているか。契約事務手続きに係る執行体制や審査体制の整備・執行等が適切に行われているか。 オ 調達等合理化計画に基づき、調達の現状と要因の分析を行い、その結果を踏まえ、重点分野の調達の改善や、調達に関するガバナンスの徹底等の取組が行われているか。 カ 契約の競争性、透明性に係る検証・評価は適切に行われているか。 キ 複数年契約の活用等による経費削減の取組を行っているか。 ク 特定関連会社、関連公益法人等に対する個々の委託の妥当性、出資の必要性が明確にされているか。
2. 評価・点検の実施と反映 運営状況及び研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保する。 研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、農業、食品産業その他の関連産業や国民生活への社会的貢献を図る観点及び評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、行政部局を含む第三者の評価を踏まえ、生産者や行政にとって有用な研究成果を「主要普及成果」として選定する。選定に当たっては、数値目標を設定して取り組む。「主要普及成果」等については、普及・利用	2. 評価・点検の実施と反映 ① 業務の重点化及び透明性確保のため、毎年度の独立行政法人評価委員会の評価に先立ち、業務の運営状況、研究内容について、外部の専門家・有識者等を活用して自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、反映のための具体的方法を明確化して研究資源の配分等の業務運営に的確に反映させる。特に、研究内容については、行政ニーズを含む必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、評価結果及びその反映状況をホームページで公表する。 ② 研究内容の評価に当たっては、研究に先立って具体的な年次目標を記載した工程表を作成するとともに、農業、食品産業その他の関連産業、国民生活等への社会的貢献を図る観点、及び国	(指標1-2) ア 効率的な自己評価・点検の体制整備が行われ、客観性、信頼性の高い評価・点検が実施されているか。 イ 評価・点検結果の反映方針が明確にされ、研究内容を見直すなど実際に反映されているか。評価結果及びその反映状況は公表されているか。 ウ 工程表に基づく研究業務の計画的な進行管理が行われているか。 エ 国際的な水準から見た研究

状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用する。 さらに、職員の業績評価を行い、その結果を適切に処遇等に反映する。	際比較が可能な研究については諸外国における研究開発状況と比較する観点から具体的指標を設定する。また、研究資源の投入と得られた成果の分析を行い、研究内容の評価に活用する。 ③ 行政部局を含む第三者の評価を踏まえ、行政・普及機関、公立試験研究機関、生産者、民間企業にとって有用な研究成果を「主要普及成果」として、中長期目標の期間内に農業技術研究業務において200件以上、農業機械化促進業務において35件以上を選定する。「主要普及成果」等については、普及・利用状況を把握、解析し、研究内容や業務運営の改善に活用する。 ④ 研究職員の業績評価については、引き続き、公正かつ透明性の高い評価を実施し、その結果を処遇等に適切に反映させる。 ⑤ 一般職員等の業績及び職務遂行能力については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、引き続き、公正かつ透明性の高い評価を実施し、その結果を処遇等へ適切に反映させる。	評価にむけた取組が行われているか。 オ 研究資源の投入と成果の分析が実施され、評価に活用されているか。 カ 「主要普及成果」を選定するにあたって、行政部局等の評価を受けているか。また、「主要普及成果」に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。 キ 「主要普及成果」等の普及・利用状況の把握、解析が行われ、業務改善に活用されているか。 ク 職員の業績評価等が適切に行われているか。また、処遇等への反映に向けた取組が行われているか。
3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化 (1) 研究資金 中長期目標を着実に達成するため、運営費交付金を効果的に活用して研究を推進する。また、研究開発の一層の推進を図るため、委託プロジェクト研究費、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努める。 (2) 研究施設・設備 研究施設・設備については、老朽化した現状や研究の重点化方向を踏まえ、真に必要なものを計画的に整備するとともに、有効活用に努める。	3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化 (1) 研究資金 ① 運営費交付金を活用し、中長期目標に示された研究を効率的・効果的に推進するため、研究内容の評価・点検結果を資金配分に反映させる。 ② 研究開発の一層の推進を図るため、食料・農業・農村政策上及び科学技術政策上の重要課題として国が委託するプロジェクト研究費、競争的資金等その他の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の充実を図る。 (2) 研究施設・設備 ① 研究施設・設備については、老朽化の現状や研究の重点化方向を踏まえ、①整備しなければ研究推進が困難なもの、②老朽化が著しく、改修しなければ研究推進に支障を来すもの、③法令等により改修が義務付けられているものなど、業務遂行に真に必要なものを計画的に整備するとともに、集約化や共同利用の推進、維持管理費の抑制等を図る。 ② 施設・機械の有効利用を図るため、共同利用を一層推進する。開放型研究施設（オープンラボ等）について	(指標 1－3) ア 評価・点検の結果が運営費交付金の配分に反映されているか。 イ 国の委託プロジェクト研究の重点実施や競争的研究資金等の外部資金の獲得により、研究資金の充実を図っているか。 ウ 研究施設・機械は有効に活用されているか。共同利用の促進、集約化等による維持管理費の抑制の取組が適切に行われているか。 エ オープンラボに関する情報を公開し、利用促進を図っているか。また利用実績について検証しているか。

は、その情報をインターネット、冊子等を介して広く公開し、利用促進を図る。

(3) 組織

中長期目標の達成に向けて、研究成果を効率的に創出するため、研究資金、人材、施設等の研究資源を有効に活用し得るよう、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携による相乗効果を発現させる観点から、組織の在り方を見直す。

このほか、主要な研究拠点とは別に運営している小規模な研究拠点のうち、前中長期目標期間における検討において組織を見直すこととした拠点については、計画に基づき、地元の理解を得つつ再編・統合を行うとともに、その他の研究拠点についても、重点的な研究を推進していく上で、業務内容などを再検証し、地元の意向も考慮しつつ、研究資源の効率的かつ効果的な利用の促進及び適切な業務実施体制の構築の観点から、統廃合も含めた組織の見直しを進める。

また、生物系特定産業技術研究支援センター東京事務所及び産学官連携センター東京リエゾンオフィスについては、平成23年度中に東京23区外へ移転する。

(4) 職員の資質向上と人材育成

研究者、研究管理者及び研究支援者の資質向上を図り、業務を的確に推進できる人材を計画的に育成する。そのため、人材育成プログラムを踏まえ、競争的・協調的な研究環境の醸成、多様な雇用制度を活用した研究者のキャリアパスの開拓、行政部局、公立試験研究機関等との多様な形での人的交流の促進、研究支援の高度化を図る研修等により、職員の資質向上に資する条件を整備する。

(3) 組織

① 中長期目標の達成に向けて、研究成果を効率的に創出するため、農産物の生産から消費までの多様な専門分野の研究職員を有し、主要な農業地域において研究を展開しているという研究機構の特性を活かすとともに、他の農業関係研究開発独立行政法人との共同研究等を円滑に推進する観点から、組織を整備する。

② 前中長期目標期間における検討において組織を見直すこととした小規模な研究拠点については、地元等の理解を得ながら、組織見直しの実施計画に基づき、再編・統合を行う。また、その他の研究拠点についても、重点的な研究を推進していく上で、業務内容等を再検証し、地元の意向も考慮しつつ、研究資源の効率的かつ効果的な利用の促進及び適切な業務実施体制の構築の観点から統廃合も含めた組織の見直しを進める。

③ 生物系特定産業技術研究支援センター東京事務所及び産学官連携センター東京リエゾンオフィスについては、平成23年度中に東京23区外へ移転する。

(4) 職員の資質向上と人材育成

① 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）の制定や研究開発を取り巻く情勢変化等を踏まえて、人材育成プログラムを改定し、これに基づき、計画的な人材育成を図る。

② 各種制度を積極的に活用して研究職員の在外研究及び博士号の取得を奨励する。

③ 研究職員の資質向上を図るため、各種研究会、シンポジウム等に積極的に参加させ、最新の研究情報を取得させる。

④ 各種研修制度を活用し、業務遂行に必要な研究マネジメントに優れた研究管理者を育成する。

⑤ 研究職員の資質向上、人材育成を目的とした行政部局や公立試験研究機関等との人的交流の促進に努める。

オ 他の農業関係研究開発独立行政法人との連携強化など、効率的な研究推進のための組織整備の取組が行われているか。

カ 小規模な研究拠点について、組織見直しの実施計画に基づく再編・統合を着実に進めているか。また、その他の研究拠点について、組織の見直しに向けた取組が行われているか。

キ 人材育成プログラムに基づく人材育成の取組が適切に行われているか。

ク 研究管理者の育成や研究支援部門における業務の高度化への対応のための各種研修の実施、資格取得の支援が行われているか。

	⑥ 産学官連携、広報、知的財産部門等における一般職員の資質向上及び管理部門との人事交流の促進を図るため、必要な研修制度の充実及び研修への積極的参加を推進する。また、業務上必要な資格の取得を支援する。 ⑦ 技術専門職員が高度な専門技術・知識を要する業務を行うために必要な能力や資格を獲得するための研修等を引き続き実施する。	
4. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化 研究支援業務のうち、他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務を一体的に実施することなどにより、研究支援部門の合理化を図る。 総務部門の業務については、業務内容の見直しを行い、効率化を図る。 現業業務部門の業務については、試験及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野への重点化を進め、効率化及び充実・強化を図る。 また、研究支援業務全体を見直し、引き続きアウトソーシングを推進することなどにより、研究支援部門の要員の合理化に努める。	4. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化 ① 研究支援業務については、研修等の共同実施、マニュアル等の共同作成など他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務を一体的に実施することなどにより合理化を図る。 ② 総務部門の業務については、業務内容の見直しを行い、実施体制を確保するとともに、事務処理の迅速化、簡素化等による管理事務業務の効率化を図る。 ③ 農林水産省研究ネットワーク等を活用して、研究情報の収集・提供業務の効率化、充実・強化を図るとともに、情報共有システムの運用により研究機構全体の情報共有の促進及び業務の効率化を図る。 ④ 現業業務部門の業務については、試験及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野に重点化を図るために見直しを進め、効率化及び充実・強化を図る。 ⑤ 研究支援業務全体を見直し、引き続きアウトソーシングを推進することなどにより、研究支援部門の要員の合理化に努める。	(指標 1－4) ア 他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務の洗い出しを行っているか。共通性の高い業務の一体的実施に取り組んでいるか。 イ 総務部門において、効率化に向けた業務見直しを適切に行っているか。 ウ 研究情報の収集・提供業務の充実・強化を図っているか。また、情報共有システムによる農研機構全体での情報共有を進めているか。 エ 現業業務部門において高度な専門技術・知識を要する分野を充実・強化するため、業務の重点化などの見直しを行っているか。 オ 研究支援部門の効率化を図るためのアウトソーシングに取り組んでいるか。
5. 産学官連携、協力の促進・強化 食料・農業・農村に関する技術の研究水準を向上させ、優れた研究成果や知的財産を創出するため、国、他の独立行政法人、公立試験研究機関、大学、民間等との連携・協力及び研究者の交流を積極的に行う。その際、他の独立行政法人との役割分担に留意しながら、円滑な交流システムの構築を図る。また、他産業との連携に留意しつつ、研究成果の普及・産業化を円滑に進めるための産学官連携及び成果普及活動を一体的に推進する。 さらに、地方自治体、農業者・関係	5. 産学官連携、協力の促進・強化 ① 地方自治体、農業者・関係団体、他府省も含む関係機関、大学及び民間企業等との連携及び人的交流を積極的に行う。 ② 産学官連携及び普及活動を一体的に推進する体制を強化し、研究成果の普及・産業化を推進する。 ③ 研究成果の社会還元を促進するため、実用化に向けた産学官連携研究の推進や成果の活用による事業化及び普及のためのマッチング活動等について	(指標 1－5) ア 地方自治体、関係団体、関係機関、大学及び民間企業等との共同研究及び人的交流が行われているか。 イ 産学官連携による研究成果の実用化や普及にむけて、マッチング活動等に取り組んでいるか。また、国が行う産学官連携の推進に協力しているか。 ウ 他の農業関係研究開発独立

団体、他府省関係機関、大学、民間企業等による基礎研究から実証研究に至るまでの一体的な取組を促進するために国が行う環境の構築に協力する。 加えて、生物系特定産業技術に関する研究の高度化や農業機械化の促進に関する産学官連携の拠点としての機能を発揮する。 このような取組により、研究機構全体が、産学官連携の拠点としての役割を果たすものとする。	は計画を策定して取組を強化する。 ④ 他の農業関係研究開発独立行政法人とは、その役割分担に留意しつつ、人事交流を含めた連携、協力を積極的に行う。特に、独立行政法人国際農林水産業研究センターが実施する国際共同研究に必要な応じて協力する。 ⑤ 引き続き連携大学院制度等を活用し、大学との連携を進める。 ⑥ 地方自治体、農業者・関係団体、他府省関係機関、大学、民間企業等による基礎研究から実証研究に至るまでの一体的な取組を促進するために、国が行う環境の構築に協力する。 ⑦ 生物系特定産業技術に関する研究の高度化や農業機械化の促進に関する産学官連携の拠点としての機能を充実・強化する。	行政法人との人事交流を含めた連携、協力が行われているか。 エ 国際農林水産業研究センターの国際共同研究との連携は適切に行われているか。 オ 連携大学院制度等を通じ、大学との一層の連携強化が図られているか。
6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 食料・農業・農村に関する技術の研究開発を効率的かつ効果的に推進するため、国民への食料の安定供給及び我が国が果たすべき国際的責務を考慮し、海外機関、国際機関等との連携を積極的に推進する。	6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 ① 地球規模の食料・環境問題や社会経済のグローバル化に伴う様々なリスクの発生等に対応するとともに、質の高い研究開発を効率的・効果的に推進するため、国際学会における研究成果の発表等に努めるとともに、科学技術協力に関する政府間協定等を活用し、海外諸国や国際機関との共同研究等を推進する。 ② 食品分析等の標準化を推進するため、海外機関等と連携し試験室間共同試験等に参加する。また、海外の獣医関係研究所等と連携して口蹄疫や鳥インフルエンザ等の越境性疾病に関わる調査研究活動を推進するとともに、国際かんがい排水委員会(ICID)等海外機関との連携を強化し、水の利用・管理技術に係る国際的な研究活動を推進する。	(指標 1 - 6) ア 国際学会・国際会議への参加や成果発表、海外諸国や国際研究機関とのMOU締結等の実績はどうか。 イ 食品分析等の標準化に向けた試験室間共同試験、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの共同調査研究、水の利用・管理技術の研究等に関する国際機関との連携強化が行われているか。
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 試験及び研究並びに調査 (1) 研究の重点化及び推進方向 「食料・農業・農村基本計画」に対応し、今後10年程度を見通した研究開発の重点目標等を示した「農林水産研究基本計画」のほか、今後8年程度を見通した「農林水産研究における原発	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 試験及び研究並びに調査 (1) 研究の重点的推進 [別添1]に示した研究を重点的に推進する。 なお、これらの研究の推進に当たっては、	

事故への対応方針」に即し、食料安定供給のための研究、地球規模の課題に対応するための研究、新需要創出のための研究、地域資源活用のための研究及び原発事故に対応するための研究を重点的に実施する。 我が国の気象・土壌条件は変化に富み、農業を取り巻く社会的・経済的条件も地域により多様なことから、これらの研究については、地域の実態や生産者、消費者及び実需者のニーズを踏まえつつ、関連する研究分野・機関との連携・協力の下で効率的に推進する。 また、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携を一層強化し、各法人の有する研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進する。 これらのことを実現するため、「別添1」に示した研究を進める。 なお、独立行政法人農業生物資源研究所がセンターバンクとして実施する農業生物資源ジーンバンク事業のサブバンクとして、センターバンクとの緊密な連携の下、遺伝資源の収集、保存、特性評価等を効率的に実施する。 （２）行政ニーズへの機動的対応 期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を着実に実施する。	① 地域の実態や生産者、消費者及び実需者のニーズを踏まえつつ、関連する研究分野・機関との連携・協力の下で効率的に推進する。 ② 他の農業関係研究開発独立行政法人との連携を一層強化し、各法人の有する研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進する。 ③ 独立行政法人農業生物資源研究所がセンターバンクとして実施する農業生物資源ジーンバンク事業のサブバンクとして、センターバンクとの緊密な連携の下、遺伝資源の収集、保存、特性評価等を効率的に実施する。 （２）行政ニーズへの機動的対応 中長期目標期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を着実に実施する。	
２．近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授 平成20年度に開始した農業者大学校の教育は、平成23年度末をもって終了するものとする。 なお、在学生に対しては、今後の我が国農業・農村を牽引する担い手となるべき人材の育成に向けて、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を中心とする教育を引き続き実施し、卒業生の就農の確保に努めるものとする。	２．近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授 （１）学理及び技術の教授に関する業務 現行の農業者大学校における教育は、平成23年度末までとし、以下のとおり実施する。 ① 教育の手法及び内容は、以下のとおりとする。 （ア）本科は、講義、演習及び実習の組合せにより、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を中心に教授する。また、多様な分野にわたる教育を実施し、幅広い視野と多面的なものの見方・考え方を修得させる。 （イ）専修科は、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法等に関する農業者等のニーズを踏まえ、農業経営の発展に必要な学理及び技術を修得させる。 ② 教育の内容の改善を図るため、以下のことを行う。 （ア）先進的農業経営者や学識経験者から教育内容についての意見を把握する。	（指標２－２）

	(イ) 在学中の学生や卒業生を対象に、教育内容の満足度等に関するアンケートを適切な時期に実施し、授業の満足度が80%以上となるよう教育内容の改善に努める。 ③ 卒業生の就農率についておおむね90%を確保するため、以下のことを行う。 (ア) 現場の農業者による講義 (イ) 演習における学生に対する卒業後の農業経営の方向についての具体的な指導 (ウ) 非農家出身学生等に対する農業法人の紹介・就農相談によるきめ細かな就農支援 (エ) その他、学生の就農意欲を高めるための活動 ④ 公開セミナーを開催するとともに、教育の理念・内容、学生の取組、卒業生の特色ある活動等についてのインターネットによる情報の発信、報道機関等への積極的な情報提供等を行い、農業の担い手育成業務に対し国民の理解が得られるよう努める。	ア 平成22年度までの入学者に対し、適切に計画された教育が行われ、教育内容に対し80%以上の満足度が得られているか。 イ 卒業後の就農に向けた適切な教育指導が行われたか。また、卒業生の就農率はおおむね90%以上確保できたか。 ウ 農業の担い手育成業務に係る国民理解の醸成のための活動は行われているか。
3. 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進 (1) 基礎的研究業務の実施 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）、水産基本法（平成13年法律第89号）等の基本理念を踏まえた「農林水産研究基本計画」等の生物系特定産業技術の開発に関する国の施策を実現する方策の一つとして、生物系特定産業技術に関する基礎的な研究開発を促進する。 具体的には、 ア 生物の持つ様々な機能を高度に利用した技術革新や新産業を創出するための基礎的・独創的な研究を通じて、農林水産物の高付加価値化や新需要の開拓、農山漁村の6次産業化や国産農林水産物の消費拡大、農林漁業、飲食料品製造業、たばこ製造業等の生産性の飛躍的向上や安定供給、地球規模の食料・環境問題の解決等に資することを目的として、生物系特定産業技術に関する新たな技術シーズを開発するための基礎的な試験研究等を推進する。 イ 様々な分野からの人材、研究手法、技術シーズ等の活用を通じて、生物系特定産業の実用技術の開発に向けて発展させることを目的として、産学官が連携して行う試験研究等を推進する。	3. 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）、水産基本法（平成13年法律第89号）等の基本理念を踏まえた「農林水産研究基本計画」等の生物系特定産業技術の開発に関する国の施策を踏まえ、農山漁村の6次産業化、国産農林水産物の消費拡大、農林漁業、飲食料品製造業、たばこ製造業等の生産性の飛躍的向上や安定供給、地球規模の食料・環境・エネルギー問題の解決等に資する革新的な技術の開発につながる新たな技術シーズを開発するための基礎研究と、これらの技術シーズを将来における新たな事業の創出につなげるための応用研究とを一体的に推進するため、基礎的研究業務を適正かつ着実に実施する。 業務の推進に当たっては、競争的研究資金をはじめとする研究資金の効果を最大限に発揮させるとともに、課題の採択、評価の公正性、透明性を確保するため、以下の方針の下に業務を実施する。 また、事業の制度・運営の改善を図るため、関係者からの意見の収集、自己点検などを実施した上で外部の幅広い分野の専門家・有識者による制度評価を実施する。	(指標2－3)

ウ あわせて、これらの研究成果について、民間等における利活用及び普及を図る。

（２）課題の採択及び評価の実施

ア 競争的研究資金の効果を最大限に発揮させるため、課題の採択、単年度評価及び中間評価を適切に実施し、その結果を踏まえた研究計画の見直しや運用を図ることを通じて、質の高い研究成果が得られるよう努める。その際、研究論文発表数及び特許等出願数について数値目標を設定して取り組む。中間評価については、その結果を質の高い課題の研究規模や当該課題への資金配分等に反映させる。

また、応用段階の研究の成果を実用化の観点から評価し選抜する仕組みを導入することにより、段階的競争選抜の導入拡大に取り組む。

イ 評価の公正性・透明性を一層確保するため、採択プロセスの可視化、客観性の高い評価指標の設定及び外部の幅広い分野の専門家・有識者による厳格な評価を行うとともに、平成23年度の新規採択から、基礎的研究業務に係る研究資金の本機構への配分は行わない。また、評価内容については、できるだけ定量的手法を用いて、評価体制とともに国民に分かりやすい形で情報提供を行う。特に、研究委託期間終了時においては、数値化された指標を用いた終了時評価を実施した上で、その評価結果を公表する。

ウ 研究成果については、研究論文発表のほか、できるだけ定量的手法を用いて、国民に分かりやすい形で情報提供を行う。

（３）研究成果の把握・追跡調査の実施

実用につながる研究成果を確保するため、研究期間終了後、一定期間を経過した時点において、追跡調査を実施し、研究成果の社会的・産業的な波及効果又は学術的な深化を把握し分析する。加えて、研究期間終了後から追跡調査を実施するまでの間、研究成果の活用状況を把握する。

（４）制度評価の実施

事業の制度・運営の改善を図るため、外部の幅広い分野の専門家・有識者による制度評価を実施する。

（５）他府省との連携

（１）課題等の公募・採択

① 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、競争的研究資金に係る課題の公募・採択は、次のとおりとする。

（ア）特定の研究機関に限定せず、広く公募するものとし、公募開始の1ヶ月前には公募に関する情報をホームページ等により公表するとともに、適宜地域での説明会を開催し、事前の周知を図る。

なお、平成23年度の新規採択から、本機構が行う研究への資金配分を行わないこととする。

（イ）課題の採択に当たっては、客観性の高い評価指標に基づき、外部の専門家、有識者で構成する選考・評価委員会の審査結果を踏まえて決定する。

選考・評価委員会委員の選定については、外部の学識経験者等により構成される選考・評価委員選定会議により適切に実施する。

（ウ）課題の評価は、研究水準の程度、課題の独創性、見込まれる成果の波及の可能性などを、研究計画の内容と研究業績の両面から客観的に判断して、優れた提案を選定するとともに、特定の研究者に研究資金が集中しないよう配慮する。

（エ）課題選定の時期を可能な範囲でこれまで以上に早める努力をするとともに、選定結果を課題の提案者に対して速やかに通知する。また、採択課題については、審査体制とともに、ホームページ等により速やかに公表する。

（２）研究の管理・評価

① （１）①の競争的研究資金に係る研究の管理・評価は次のとおりとする。

（ア）採択課題については、あらかじめ研究期間を通じた研究計画を策定する。研究計画には、研究期間終了時点の研究成果の最終達成目標とその効果を明確に記述するとともに、3年を超える研究期間を要する課題については、研究期間の3年目を目途とした中間時点の目標を明確に記述するものとする。

（イ）研究計画に基づき、毎年度、課題ごとに適切な手法で評価を行うとともに、その結果を踏まえて研究の見直し等を行う。また、研究機構内部に、採択課題の管理・運営支援・評価等の実務を行う研究経歴のあるプログラム・オフィサーを12名以上確保するとともに、プログラム・ディレクターを1名以上設置する。

（ウ）3年を超える研究期間を要する課題については、研究期間の3年目に、中間評価（５段階評価）を行う。また、研究期間を終了する課題について終了

ア 広く課題等が公募されているか。課題等の採択は適切に行われているか。また採択課題等については審査体制を含め公表されているか。課題等選定時期の早期化への取組が行われたか。

イ 研究目標の設定など研究計画が適切に策定されているか。

ウ プログラム・オフィサーの設置など研究課題の管理・運営等は適切に行われているか。

エ 中間・終了時評価が適切に行われているか。また、評価結果が、評価体制とともに公表され、資金配分等に反映さ

科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により平成22年7月8日に決定された「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」の「競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化」（費目構成の統一化など）に的確に対応する。

時評価を行う。研究期間の延長を希望する課題については継続審査を行い、研究フェーズを移行する課題については移行審査を行う。評価に当たっては、客観性の高い評価指標に基づき、外部の専門家、有識者で構成する選考・評価委員会を活用したピアレビュー方式で行う。

なお、応用段階の研究について、研究資金をより効率的に配分するため、研究の中途段階での成果や達成見込みを審査し課題を選抜する、段階的競争選抜方式を導入することとし、平成23年度の新規採択から実施する。

加えて、研究計画の熟度に応じた効率的な資金配分を実施する観点から、課題の選定過程における選考・評価委員の意見を踏まえた予備的研究を実施する仕組みを導入する。

評価結果については、評価体制とともに、国民に分かりやすい形でホームページにより公表する。また、中間評価結果の高い課題については、資源配分に反映させるとともに、評価結果が一定水準（5段階評価の2）に満たない課題は原則として中止又は規模を縮小する。

（エ）日本版バイ・ドール条項（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条）の適用を積極的に進め、研究実施主体のインセンティブを高める。

（オ）継続課題については、研究の評価等に係る手続を踏まえた上で、委託先の事情に起因する場合等を除き、研究継続に支障が生じないよう契約締結・確定等の事務処理を迅速に行う。

（カ）科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により平成22年7月8日に決定された「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」の「競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化」（費目構成の統一化など）に対応した取組を進める。

② （１）②の研究開発等については、①の（ア）及び（イ）に準じた取組を行うほか、①の（エ）を適用するものとする。

この場合において①の（ア）及び（イ）の規定中「採択課題」とあるのは「課題」と読み替えるものとする。

また、（１）②の研究開発等については、a）革新的な技術体系の確立にあつては大幅なコスト低減による農林水産業経営の収益増大等、b）事業化促進研究にあつては実施課題の90%以上で事業化、c）異分野融合研究にあつては実施課題の80%以上で事業化が有望な研究成果を創出、という各事業の政策目標の達成を確実なものとするため、年度末に評価を行うこととし、研究課

れているか。

オ 日本版バイ・ドール条項の適用を積極的に進めているか。

	題の6割以上において計画を上回る成果を上げているとの評価を得られるようにすること。 (3) 成果の公表等 ① 委託研究を通じて、研究期間途中から、研究者による学術雑誌や学会での発表を促進し、(1) ①の競争的研究資金については、中長期目標の期間内における査読論文発表数を2,280報以上確保する。また、委託研究を通じて、知的財産権の取得に努め、中長期目標の期間内に250件以上の国内特許等を出願するとともに、海外で利用される可能性、我が国の農林水産業等への影響を配慮して、特許等の海外出願を行う。 ② 研究期間終了年度に成果発表会の開催、印刷物の作成やホームページへの掲載等により、できるだけ定量的手法等を用いて、国民に分かりやすい形で研究成果に関する情報提供を行う。 ③ (1) ①の競争的研究資金については、一定期間を経過した終了課題について、追跡調査を実施し、研究成果の社会的、産業的な波及効果、又は学術的な深化を把握し分析する。加えて、研究期間終了後から追跡調査を実施するまでの間、研究成果の活用状況を把握する。	力 査読論文発表数、国内特許等に関する数値目標の達成に向けた進捗はどうか。また、特許等の海外出願に向けた指導は適切に行われているか。 キ 成果発表会開催など国民に分かりやすい形での研究成果に関する情報提供が行われているか。 ク 研究終了課題について成果の普及・利用状況の把握は適切に行われているか。事業目的に対する貢献状況の把握・分析のための追跡調査が適切に行われているか。
4. 生物系特定産業技術に関する民間研究の支援 (1) 民間研究促進業務に係る委託事業 「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、農山漁村の6次産業化や国産農林水産物の消費拡大等による活力ある農山漁村の再生に資することを目的とした、生物系特定産業技術に関する実用化段階の試験及び研究を民間企業等に委託する事業を行う。 なお、新規案件の募集・採択は停止し、既存採択案件について確実な売上納付を促進する。 ア 採択案件の研究開発実施期間中においては、有識者及びベンチャー企業への投資経験等を有する外部専門家（以下「有識者等」という。）により適切な手法で年次評価を行い、その結果を基に、採択案件の見直し等を行う。特に、評価結果が一定水準に満たない案件については、原則として、当該案件の研究開発を中止する。 イ 委託期間終了時に、有識者等による数値化された指標を用いた終了時評	4. 生物系特定産業技術に関する民間研究の支援 (1) 民間研究促進業務に係る委託事業 「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、農山漁村の6次産業化や国産農林水産物の消費拡大等による活力ある農山漁村の再生に資することを目的とした、生物系特定産業技術に関する実用化段階の試験及び研究を民間企業等に委託する事業を行う。 なお、平成23年度から、新規案件の募集・採択は中止し、既存採択案件について以下の取組を着実に実施して確実な売上納付を促進する。 ① 試験研究の管理・評価 (ア)採択案件の委託期間中において、有識者及びベンチャー企業への投資経験を有する外部専門家（以下「有識者等」という。）の知見を活用し、毎年度、年次評価を行い、その結果を基に採択案件における試験研究の加速化・縮小・中止・見直し等を迅速に行う。特に、評価結果が一定水準に満たない案件については、原則として当該案件の試験研究を中止する。	(指標2-4) ア 委託期間中の採択課題について、年次評価が適切に行われ、研究開発の加速化・縮小・中止・見直し等に反映されているか。

価を実施するとともに、その評価結果を公表する。

ウ 年次評価・終了時評価において、研究結果等を踏まえた売上納付額の見通しを立てるとともに、計画額からの変動要因の分析を行う。

エ 事業化の実施状況、売上納付の算出根拠等に係る調査の実施内容、方法等を具体的に定め、有識者等の指導の下、定期的に追跡調査を実施する。また、当該調査の結果を踏まえ、研究開発成果を基礎とした経済・社会への貢献・影響について定量的な手法を含めた評価を行うとともに、確実な売上納付の促進を図る。

オ 委託事業における日本版バイ・ドール条項（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条）の適用比率を、委託先の事情により適用できない場合等を除き、100%とし、研究開発成果の知的財産の創出や製品化を促進するとともに、製品化に伴う売上納付の確保に努める。

カ 採択案件の研究開発成果について、分かりやすく加工し、ホームページ等において積極的な広報を行う。また、日本版バイ・ドール条項の適用により委託先に帰属する特許権等について、事業化及び第三者への実施許諾の状況を公表する。

(イ) 委託期間終了時において、有識者等からなる評価委員会を開催し、試験研究成果について、数値化された指標を用いて成果の達成状況及び事業化の見込みなどの評価を行う。

なお、委託期間の延長申請がなされた採択案件は、委託期間終了時に延長の必要性について厳格な評価を行った上で、延長の可否を決定する。

(ウ) 年次評価・終了時評価においては、試験研究結果等を踏まえた売上納付額の見通しを立てるとともに、計画額からの変動要因の分析を行う。

(エ) 試験研究成果については、日本版バイ・ドール条項の適用比率を、委託先の事情により適用できない場合等を除き100%とすることにより、知的財産の創出や事業化を促進するとともに、事業化に伴う売上納付の確保に努める。

② 試験研究成果の事業化及び売上納付の促進への取組

委託期間が終了した採択案件については、事業化により売上が計上される率を100%とすることを目標とする。

試験研究成果の事業化と売上納付を実現するため、以下の取組を行う。

(ア) 継続中の採択案件については、個別案件ごとに報告書の提出を求め、年次評価を実施する。また、年次評価結果等を踏まえて毎年1回のヒアリングを行い、試験研究の進捗状況及び事業化の構想とその取組状況を把握し必要な指導を行う。

(イ) 委託期間が終了した採択案件については、終了時評価結果を踏まえた事後の試験研究や事業化への取組などについて指導する。また、事業化の実施状況の把握及び売上納付の確実な実行の確保のために、毎年度追跡調査を実施する。調査に当たっては、予め調査内容等を含む実施計画を策定するとともに、外部の専門家等の助言を得る。追跡調査の結果を踏まえ、試験研究成果の経済・社会への貢献・影響について定量的な手法による評価を行うとともに、受託者に対して事業化計画の見直し等を指導する。

(ウ) 委託期間が終了して一定期間を経た採択案件について、売上納付額がその計画額を一定程度下回った場合には、その乖離度に応じて委託費の一部返還を求めるなどの措置について、その確実な実施を図る。

(エ) 日本版バイ・ドール条項の規定により委託先に帰属する特許権等の中で、委託先において当面利用が見込まれない特許等、広く許諾又は移転等の希望者を求めることが適切な特許等については、ホームページや公的な特許等の流通データベースに掲載し、積極

イ 委託期間終了時において、有識者からなる評価委員会を開催し、成果の達成状況及び事業化の見込みについて適切な評価を行っているか。

ウ 試験研究結果等に基づき、適正な売上納付額の見通しを立てているか。また、計画額からの変動要因の分析を行っているか。

エ 日本版バイ・ドール条項の適用比率について、適用できない場合を除き100%となっているか。

オ 委託期間が終了した採択案件について、毎年度、事業化状況や売上納付額等の追跡調査を行っているか。また、事後の試験研究や事業化への取組等について指導しているか。

的に情報公開する。

③ 国民に対する積極的な情報発信
試験研究成果や終了時評価の結果については、ホームページ等のメディアを最大限に活用し、できるだけ定量的な手法を用いてとりまとめ、概要を積極的に公表する。また、日本版バイ・ドール条項の規定により委託先に帰属する特許権等について、当該委託先における事業化の状況及び第三者への実施許諾の状況等につき毎年調査し、適切な形で対外的に公表する。

（２）民間研究促進を中心とした産学官連携のための事業

民間研究開発の支援等により産学官の連携を推進するため、各種イベント等を活用し情報交流の場の提供を行うとともに、100件以上共同研究のあっせん・相談活動等を実施する。

また、生物系特定産業技術に関する最新の技術情報を的確に調査・収集・整理し、広報誌及びホームページに掲載すること等により提供する。ホームページについては、月1回以上更新する等により、情報の提供を迅速かつ積極的に行う。

（３）特例業務

本業務については、特定関連株式会社の株式の処分の前倒しに取り組み、平成26年度中に廃止するものとし、遅くとも平成27年度までに廃止する。

① 出資事業については、業務廃止までの間、以下の取組を行い、繰越欠損金の圧縮を図る。

（ア）研究開発成果について積極的な広報を行うとともに、その後の事業化の取組状況及び経営状況等を把握し、必要な場合には収益の改善策の策定等を指導する。また、研究開発会社等において当面利用が見込まれない特許等、広く許諾又は移転等の希望者を求めることが適切な特許等については、積極的に情報公開する。

（イ）今後、研究開発成果の活用の見込がなく、かつ、収支見通しにおいて収益を確保する見通しが無い場合等には、当該会社の整理を行う。整理に当たっては、原則として、外部専門家の評価を得るとともに、資金回収の最大化を図る。

（ウ）また、民間の自主性を尊重しつつ資金回収の最大化を図る等の観点から、所有株式を売却することが適当と見込まれる研究開発会社については、当該会社に係る所有株式を売却する。

（エ）これらの概要をホームページ等

カ 研究開発成果及び評価結果の公表は適切に行われているか。

キ 産学官連携の取組が適切に行われているか。また、共同研究のあっせん・相談活動数等に関する数値目標の達成に向けた進捗はどうか。

ク 出資終了後の研究開発会社等について、当該会社の整理の検討・実施や所有株式の売却を行うなど、資金回収の最大化への取組を十分行っているか。

（２）民間研究促進を中心とした産学官連携のための事業

民間研究開発の支援等により産学官の連携を推進するため、共同研究のあっせん・相談活動の実施、情報交流の場の提供、生物系特定産業技術に関する情報の収集・整理・提供等の業務を実施する。その際、共同研究のあっせん・相談活動等については、数値目標を設定して取り組む。

（３）特例業務の適正な実施

本業務については、特定関連会社の株式の処分が前倒しで可能となる場合には、平成26年度中に廃止するものとし、遅くとも平成27年度までに廃止する。

なお、本業務の廃止までの間、出資事業については、株式処分による資金回収の最大化を図るために必要な措置を講じ、繰越欠損金の圧縮を図るとともに、融資事業については、貸付先の債権の管理・保全を適切に行い、貸付金の回収を確実に行う。

	により公表する。	
	② 融資事業については、貸付先に対し定期的に経営状況を把握できる資料の提出を求めるとともに、必要に応じて信用調査等を行うことにより貸付先の債権の管理・保全に努め、貸付金の確実な回収を進める。	ケ 融資事業について、貸付先の経営状況を定期的に把握するなど、貸付金の着実な回収に向けた取組を十分行っているか。
5. 農業機械化の促進に関する業務の推進 農業機械化の促進に資するため、「食料・農業・農村基本計画」及び「農林水産研究基本計画」の実現を目指し、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）に基づき、農業機械に関する試験研究や検査・鑑定等の業務を総合的かつ効率的に実施する。	5. 農業機械化の促進に関する業務の推進 農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）に基づいて行う、農業機械に関する試験研究及び検査・鑑定等の業務を、総合的かつ計画的に実施する。 農業機械の試験研究等の業務に当たっては、同法に基づく「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に即し、以下の研究推進方向に沿って、効率的かつ効果的な試験研究を実施する。 農業機械の検査・鑑定の業務については、安全性評価及び環境性能評価の充実を図りつつ、効率的かつ効果的に実施する。 研究の推進に当たっては、外部の専門家等からなる研究評価委員会において、単年度評価、中間評価、終了時評価等を実施し、基本方針に基づく高性能農業機械等に関する研究課題については終了時評価に費用対効果分析を活用する。評価結果及び研究成果については、できるだけ定量的な手法、視覚的な表現も用いて国民に分かりやすく、また、ホームページへの掲載をはじめとして幅広く情報提供を行う。	（指標2－5）
（1）研究の重点化及び推進方向 農業機械化促進法に基づく「高性能農業機械の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に即して、同法第2条第5項に規定する高性能農業機械等の試験研究とこれに資する基礎的研究及び基盤的研究を重点的かつ計画的に実施する。 なお、研究の推進に当たっては、生産現場への普及が見込まれる課題に重点化するとともに、研究評価を適切に実施し、その評価結果及び研究成果については、できるだけ定量的手法も用いて国民に分かりやすい形で情報提供を行う。 これらのことを実現するため、「別添2」に示した研究を進める。	（1）研究の重点的推進 [別添2]に示した研究を重点的に推進する。	
（2）行政ニーズへの機動的対応	（2）行政ニーズへの機動的対応	

期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を的確に実施する。 (3) 効率的かつ効果的な研究開発を進めるための配慮事項 高性能農業機械等の試験研究を効率的かつ効果的に進めるため、以下の事項に配慮する。 開発された機械が、最終的に、農業生産現場に普及し、農業生産性の向上、作業負担の軽減等が図られるよう、研究テーマについては、民間企業、都道府県、大学等の役割分担を踏まえつつ、その採択に係る事前審査及び中間審査を強化するとともに、開発意欲の高い民間企業と共同研究を行うことにより、農業政策上緊急的に措置が必要なものと及び実現可能性が高いものに特化する。	中長期目標期間中に生じる政策ニーズにも機動的に対応し、必要な研究開発を的確に実施する。 (3) 効率的かつ効果的な研究開発を進めるための配慮事項 (1) に掲げた高性能農業機械等の試験研究を効率的かつ効果的に進めるため、以下の事項に配慮する。 ① 農業生産性の向上、作業負担の軽減等の効果の発揮による農業現場での普及促進に向けて、民間企業、都道府県、大学等との役割分担を踏まえつつ、生産現場のニーズ及び緊急性の高い課題であって、開発機械の普及が見込まれるものに重点化して取り組む。 ② 開発・改良の課題の設定に当たっては、農業生産者の開発改良ニーズを農業機械関連団体及び農業機械化促進法第5条の5第1項に定める高性能農業機械実用化促進事業を実施する者等の外部機関も活用しつつ的確に把握して、開発・改良課題設定を行う。 ③ 開発段階において、共同研究等を行う民間企業の選定に当たっては、各企業の開発課題における販売計画や研究費用の負担見込み等を考慮して行う。また、実用化を促進する活動への支援に取り組む。 ④ 開発・改良に際しては、課題化段階での事前審査のみならず、逐次開発成果の実用化の見込み、生産性の向上や経営改善等の導入効果、生産現場での普及見込み等についても十分把握・分析を行い、中間審査を通じて開発・改良の中止、見直し等を行う。	ア 課題設定に当たって、外部専門家等を活用し、開発・改良のニーズについて適切な調査を行っているか。また、生産現場のニーズ及び緊急性、普及の見込みに配慮し、試験研究の重点化を図っているか。 イ 民間や大学との共同研究が適切に図られているか。また、民間企業との共同研究等にあたって、開発課題における販売計画や費用負担について考慮しているか。 ウ 早期現地試験・モニタリング・現地検討会等を通じて、研究成果の実用化・普及の見込みについて把握・分析を行っているか。また、その結果が事業計画等の中止・見直し等に反映されているか。
(4) 農業機械の検査・鑑定 ア 農作業の安全性の確保や環境保全に資するため、農業機械の安全性や環境性能の向上に向けた検査・鑑定内容の充実を図る。 特に、安全性確保の観点からは、検査・鑑定の実施を基に、安全性向上に向けた農業機械の開発・改良を促進するとともに、農作業事故の防止に関する開発・改良研究の成果等も活用し、農作業の安全に関する情報等を積極的かつ効果的に発信する。 また、環境配慮の観点からは、農業機械の省エネルギー化や排出ガスなどの低減に向けて積極的な対応を行う。 イ 申請者の利便性の更なる向上に資するため、より効率的な検査の実施、事務処理の合理化等を進め、検査・鑑	(4) 農業機械の検査・鑑定 ① 農業機械の安全性の向上に向け、事故調査の実施及びその結果、事故防止に関する開発・改良研究の成果等を踏まえ、検査・鑑定における事故防止・被害低減に向けた安全性評価に資するよう農業機械の性能評価の充実を図る。 また、環境性能の向上に向け、国内外の規制の動向、環境に関連する開発・改良研究の成果等を踏まえ、検査・鑑定における省エネルギー化の推進や排出ガスの規制強化を含む対応に資するよう農業機械の性能評価の充実を図る。 ② 検査手法の改善等による効率的な検査・鑑定の実施、事務処理の合理化等を進め、検査・鑑定の実施から成績	エ 安全性評価・環境性能評価の充実に向けた取組が行われているか。 オ 検査・鑑定業務において、平均処理期間の短縮等の利便性向上に努めているか。また、

定の実施から成績書提出までの期間の短縮に努める。また、受益者負担の拡大を図るため、手数料の見直しを行う。 ウ このほか、農業機械の検査・鑑定の結果については、継続的にデータベースの充実を図るとともに、インターネット等を通じ幅広く情報提供を行う。また、農作業事故は、高齢者に多いことを考慮に入れ、農作業事故防止のための安全な農業機械の普及促進や農作業安全対策の啓発に取り組む。	書提出までの期間の短縮に努める。 ③ 24年度から受益者負担の拡大を図るため、手数料の見直しを行う。 ④ 型式検査合格機、安全鑑定適合機について、機械導入等の際の指針として活用されるよう、検査成績の内容、機種の特徴等を容易に検索・比較できるデータベースを充実させ、ホームページを通じて広く一般の利用に供する。 ⑤ 外部から寄せられた検査・鑑定に関する質問及びその回答を分かりやすい形でとりまとめ、3ヶ月ごとにホームページを通じて情報提供を行う。 ⑥ 農作業事故の防止を目指し、開発・改良研究や事故調査の分析結果に基づいた農業機械作業の安全に係る情報を、農業者、農業関係団体、普及関係者等に積極的かつ効果的に提供するため、ホームページ等広報内容の充実を図る。 ⑦ 農作業事故が高齢者に多いことを考慮し、ホームページ以外での情報提供を行う等、農作業安全が真に必要な利用者への情報提供を行う。	適正な手数料設定にむけて、取り組んでいるか。 カ 農業機械作業の安全に係る情報、検査・鑑定に関する質問及び回答等について、ホームページ等を通じて適切に情報提供が行われているか。その際、高齢者にも配慮した取組を行っているか。
6. 行政部局との連携 (1) 行政部局との連携の強化 研究の設計から成果の普及・実用化に至るまでの各段階において、農林水産省の行政部局と密接に連携し、行政部局の意見を研究内容や普及方策等に的確に反映させるとともに、行政部局との連携状況を毎年度点検する。 また、他の独立行政法人との役割分担に留意しつつ、緊急時対応を含め、行政部局との連携会議や各種委員会等への技術情報の提供及び専門家の派遣を行うとともに、行政部局との協働によるシンポジウム等を開催する。	6. 行政部局との連携 (1) 行政部局との連携の強化 ① 研究の設計から成果の普及・実用化に至るまでの各段階において、農林水産省の行政部局の意見を研究内容や普及方策等に的確に反映させるため、関係行政部局と情報交換を密に行うことなどにより問題意識等の共有を図るとともに、毎年度の研究成果や研究計画を検討する会議等に関係行政部局の参加を求める。また、行政部局との連携状況については、毎年度行政部局の参画を得て点検し、その結果を踏まえ一層の強化を図る。 ② 他の農業関係研究開発独立行政法人との役割分担に留意しつつ、緊急対応を含めて行政部局との連携会議や各種委員会等へ専門家の派遣を行う。また、研究成果の普及・活用を図るため、行政との協働によるシンポジウム等の開催、行政等の要請に応じた適切な技術情報の提供を行う。 ③ 食品の安全性向上や動植物防疫に関するレギュラトリーサイエンスに対応した研究、事業現場で発生する技術的課題の解決に向けた技術支援、研究受託等の取組を推進する。	(指標2-6) ア 研究成果や研究計画を検討する会議に関係行政部局の参加を求め、行政部局の意見を研究内容等に反映させているか。また、行政部局との連携状況について、行政部局の参画を得て点検しているか。 イ 行政等の要請に応じて、各種委員会等への専門家の派遣、適切な技術情報の提供、シンポジウム等の共同開催などの協力を行っているか。 ウ レギュラトリーサイエンスの観点から、食の安全や動植物防疫を初めとして、事業現場で発生する技術的課題解決にむけた技術支援や研究受託

(2) 災害対策基本法、国民保護法等に基づく技術支援 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年法律第112号）に基づく初動時の対応、二次災害防止等の技術支援を行うほか、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づく農産物・食品の安全及び消費者の信頼確保に向けての技術支援、人獣共通感染症、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）等に規定される監視伝染病等の防除技術支援により、行政に貢献する。	(2) 災害対策基本法、国民保護法等に基づく技術支援 ① 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年法律第112号）の指定公共機関として、集中豪雨や地震等の災害に機動的に対応する。 ② 食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づく緊急対応を含めて、農産物・食品の安全性の確保に向けて機動的に対応する。 ③ 重要家畜伝染病発生時の緊急防疫活動等の危機管理に際しては、国・地方自治体等の要請に応じて積極的に協力する。	等に取り組んでいるか。 エ 災害対策基本法等に基づく災害対応、食品安全基本法に基づく緊急対応、重要な家畜伝染病発生時の緊急防疫活動など危機管理への機動的対応が適切に行われたか。
7. 研究成果の公表、普及の促進 (1) 国民との双方向コミュニケーションの確保 国民に対する説明責任を果たすため、多様な情報媒体を効果的に活用して、食料・農業・農村に関する技術の研究開発について分かりやすい情報を発信するとともに、研究機構及び研究者自らが国民との継続的な双方向コミュニケーションを確保するための取組を強化する。 特に、農産物・食品の安全性や新技術を活用した品種開発等については、科学的かつ客観的な情報を継続的に提供するとともに、研究の計画段階から国民の理解を得るための取組を推進する。 (2) 成果の利活用の促進 新たな知見・技術のPRや普及に向けた活動及び行政施策への反映を重要な活動と位置付け、研究者と関連部門はこれらの活動の促進に努める。 このため、今中長期目標期間中に得られる研究成果に、前中長期目標期間までに得られたものを加えて、研究成果のデータベース化、研究成果を活用するためのマニュアルの作成等により積極的な研究成果の普及と利活用を促進する。 また、行政・普及部局、公立試験研究機関、産業界等との緊密な連携の下に普及事業等を効果的に活用し、研究成果の現場への迅速な技術移転を図る。	7. 研究成果の公表、普及の促進 (1) 国民との双方向コミュニケーションの確保 国民に対する説明責任を果たすため、多様な情報媒体を効果的に活用して、食料・農業・農村に関する技術の研究開発について、広く国民・関係機関に向けて分かりやすい情報を発信する。 研究機構及び研究者自らが、国民との継続的な双方向コミュニケーションを確保するための取組を強化する。 特に、農産物・食品の安全性や遺伝子組換え等の新技術を活用した品種開発等については、科学的かつ客観的な情報を継続的に分かりやすく発信し、研究の計画段階から国民の理解を得るように努める。 (2) 成果の利活用の促進 ① 第1の2.の③の「主要普及成果」については、行政・普及部局、公立試験研究機関、産業界等との緊密な連携の下で、これらの生産現場等への迅速な移転を図る。 ② 研究成果の普及、利活用の促進に向けて、マニュアル、データベース等を作成し、研究成果の受け手を明確にしつつ、インターネット等を活用して、成果の普及、利活用を図る。また、マッチングイベント、セミナー等の積極的な開催等を産学官連携活動と一体となって推進する。	(指標2-7) ア 広く国民や関係機関に分かりやすい研究情報を発信しているか。特に、農産物・食品の安全性や遺伝子組換え技術等の新技術を活用した品種開発等について、科学的かつ客観的な情報発信に努めているか。 イ 講演会やイベント開催等、研究者と一般消費者や生産者が交流する場を通じて、研究に関する相互理解の増進に取り組んでいるか。 ウ 「主要普及成果」の生産現場等への移転に向けた取組が適切に行われているか。 エ ユーザーのニーズを踏まえた研究成果のデータベース化やマニュアル化等による成果の利活用促進の取組は十分行われているか。マッチングイベント等、受け手を明確にした研究成果の普及・利活用を促進する取組が適切に行われているか。

(3) 成果の公表と広報

研究成果は、積極的に学術雑誌等への論文掲載、学会での発表等により公表するとともに、主要な成果については、各種手段を活用し、積極的に広報を行う。査読論文の公表については、数値目標を設定して取り組む。

(3) 成果の公表と広報

① 研究成果については、国内外の学会等で積極的に発表するとともに、中期目標の期間内に農業技術研究業務において6,900報以上、農業機械化促進業務において55報以上の査読論文として学術雑誌、機関誌等で公表する。

② 主要な研究成果については、プレスリリースやホームページ等への掲載に加え、シンポジウムや研究発表会、展示等を通じて広く公開する。中期目標期間内にプレスリリースについて、農業・食品産業技術に関する試験研究の業務において215件以上、農業機械化促進法に基づく試験研究の業務において45件以上行う。その際、研究成果の受け渡し先を明確にし、その特性に応じた分かりやすく適切な情報提供を行うことにより、効果的な広報となるように努める。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

研究開発の推進に際しては、研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究成果の権利化や許諾等の取扱いに関する知財マネジメントを研究開発の企画段階から一体的に実施する。

その際、我が国の農業及び食品産業並びに農村の振興に配慮しつつ、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など、海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直す。また、特許権等に係る情報の外部への提供を積極的に進めるとともに、技術移転に必要な取組を強化する。

また、農林水産研究知的財産戦略（平成19年3月22日農林水産技術会議決定）等を踏まえ、必要に応じて知的財産方針を見直す。

なお、特許の出願及び実施許諾並びに新品種の登録出願及び利用許諾については、数値目標を設定して取り組む。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

① 研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究成果の権利化や許諾等の取扱いに関する知財マネジメントを研究開発の企画段階から一体的に実施する。

② 知的財産権の取得に努め、中期目標の期間内に、農業技術研究業務において500件以上、農業機械化促進業務において115件以上の国内特許等を出願する。その際、民間等のニーズを踏まえた実施許諾の可能性や共同研究に繋がる等研究推進上の必要性等を勘案して戦略的に権利化を進める。また、保有特許については、維持する必要性を同様な観点から随時見直す。品種については、中長期目標期間内に155件以上の国内出願し、普及及び利用促進を図る。

③ 外国出願・実施許諾については、海外で利用される可能性、我が国の農業や食品産業等への影響、費用対効果及び研究資金に関わる契約に基づく制約等を考慮して行う。

④ 知的財産権の確保・権利化を適切に判断するため、研究職員が専門家に直接相談できる体制を充実させるとともに、研究職員に対し、権利の取得が研究成果の普及の重要な手法であることを認識できるように啓発活動を積極的に行う。

⑤ 取得した知的財産権については、インターネット等の手段や多様な機会を通じて積極的に情報を提供する。ま

オ 論文の公表に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

カ 研究成果についての情報提供と公開は適切に行われたか。プレスリリースに関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

キ 研究成果の知財化のため、研究職員への啓発や知財マネジメントに適切に取り組んでいるか。

ク 国内特許に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。品種登録出願に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

ケ 保有特許について、維持する必要性の見直しを随時行っているか。

コ 海外での利用の可能性、我が国の農業等への影響、費用対効果等を考慮しつつ、外国出願・実施許諾は適切に行われているか。

サ 保有する知財について、民間等における利活用促進のための取組は適切に行われているか。

	た、知的財産権の民間等における利活用を促進するため、TL0等を活用し、企業等とのマッチング活動を強化するとともに、これらの活動に必要な体制整備を進める。その際、我が国の農業及び食品産業並びに農村の振興に配慮する。 ⑥ 保有する国内特許の中長期目標の期間内における毎年度の実施許諾数は、農業技術研究業務において235件以上、農業機械化促進業務において90件以上とする。また、品種の中長期目標期間内における毎年度の利用許諾数は390件以上とする。 ⑦ 必要な場合は、農林水産研究知的財産戦略等を踏まえ知的財産に関する基本方針を見直す。	るか。国内特許の実施許諾及び品種利用許諾に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。
8. 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献 (1) 分析及び鑑定の実施 行政、民間、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究機構の高い専門知識が必要とされる分析及び鑑定を実施する。 (2) 講習、研修等の開催 行政・普及部局、各種団体、農業者等を対象とした講習会・研修会の開催、国公立機関、産業界、大学、海外機関等外部機関からの研修生の受入れ等に積極的に取り組む。その際、各講習等について有効性等を検証し、講習内容等の改善に努める。 (3) 国際機関、学会等への協力 国際機関、学会等への専門家の派遣、技術情報の提供等を行う。	8. 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献 (1) 分析及び鑑定の実施 行政、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究機構の高い専門知識が必要とされ、他の機関では実施が困難な分析及び鑑定を実施する。 特に、動物衛生に関しては、診断の困難な疾病、診断に特殊な試薬や技術を要する疾病、新しい疾病、国際重要伝染病が疑われる疾病等について、適切に病性鑑定を行い、疾病発生時の危機管理に関わる社会的責務を果たす。 (2) 講習、研修等の開催 ① 行政・普及部局、検査機関、民間、農業者、各種団体等を対象とした講習会、講演会、技術研修等を積極的に開催する。また、国や団体等からの委託講習・研修業務の受託、及びそれらが主催する講習会等への講師派遣等に積極的に取り組む。その際、各講習等について受講者へのアンケート調査等により有効性等を検証し、講習内容等の改善に努める。 ② 他の独立行政法人、大学、国公立試験研究機関、産業界、また海外研究機関等の研修生を積極的に受け入れる。 ③ 外部に対する技術相談窓口を設置し適切に対応する。 (3) 国際機関、学会等への協力 ① 国際機関、学会等の委員会・会議等に職員を派遣する。また、政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に	(指標 2 - 8) ア 行政等の依頼に応じ、専門知識を必要とする分析・鑑定が適切に行われたか。 イ 動物衛生に関して、疫病発生時の危機管理のための対応が適切に行われているか。 ウ 講習、研修等の開催、国等の委託講習の受託や講師派遣、研修生の受け入れ等が積極的に行われたか。 エ 国際機関等の要請に応じた専門家の派遣、学会等への委員の派遣が適切に行われているか。

(4) 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布 家畜防疫、動物検疫の円滑な実施に寄与するため、民間では供給困難であり、かつ、我が国の畜産振興上必要不可欠な家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行う。 (5) 外部精度管理用試料の配布及び解析、標準物質の製造及び頒布 外部精度管理用の試料を調製し、国内外の分析機関に配布するとともに、その分析結果を統計的に解析して通知する。また、適切に含有値が付けられた標準物質を製造し頒布する。	協力する。 ② 国際獣疫事務局 (OIE) の要請に応じ、重要動物疾病に係るレファレンスラボラトリー、コラボレーティングセンターとして、OIEの事業に協力する。また、国際水田・水環境ネットワーク (INWEPF) や経済協力開発機構 (OECD) 等の国際機関の活動に職員を派遣する等の協力を行う。 (4) 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布 民間では供給困難な家畜及び家きん専用の血清類及び薬品について、行政と連携しつつ、適正な品目及び量等を調査し、家畜防疫及び動物検疫を実施する国公立機関等へ安定的に供給する。 (5) 外部精度管理用試料の配布及び解析、標準物質の製造及び頒布 国際標準化機構 (ISO) 17043 に基づく重金属汚染米試料等の外部精度管理用試料の供給・解析、ISOガイド34 に基づく GMO 検知用標準物質等の製造・頒布を行う。	るか。また、政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力しているか。 オ 行政と連携しつつ、家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の安定供給の取組が適切に行われているか。 カ 外部精度管理用試料、GMO 検知用標準物質等の製造・頒布が適切に行われているか。
第4 財務内容の改善に関する事項 1. 収支の均衡 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。 2. 業務の効率化を反映した予算計画の策定と遵守 「第2 業務運営の効率化に関する事項」及び上記1. に定める事項を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 3. 自己収入の確保 受益者負担の適正化、特許使用料の拡大等により自己収入の確保に努める。 4. 保有資産の処分 施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。	第3 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	(指標3) 【法人全体 (全勘定)】 (指標3-1) ア 業務運営の効率化に関する事項及び法人経営に係る具体的方針に基づき、法人予算全体の人件費 (業績評価を勘案した役員報酬を含む)、業務経費、一般管理費等法人における予算配分について、明確な配分方針及び実績が示されているか。 イ 法人における知的財産権等の実施料収入等、自己収入増加に向けた取組が行われ、その効果が現れているか。 ウ 運営費交付金の未執行率が高い場合、その要因を明確にしているか。 エ 利益剰余金について、その財源ごとに発生要因を明確にし、適切に処理されているか。

		目的積立金の申請状況と申請していない場合は、その理由が明確にされているか。 オ 保有の必要性等の観点から、保有資産の見直しを行っているか。また、処分することとされた保有資産について、その処分は進捗しているか。 カ 施設・整備のうち不要と判断されたものについて、処分損失等にかかる経理処理が適切になされているか。 キ 会計検査院、政独委等からの指摘に適切に対応しているか。（他の評価指標の内容を除く）
	【農業技術研究業務勘定】 1. 予算 平成23年度～平成27年度予算 [人件費の見積り] 期間中総額99,821百万円を支出する。 ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。 なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を合わせた総額は、102,645百万円である。（競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金並びに国からの委託費、補助金の獲得状況等により増減があり得る。） また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関派遣職員給与及び再雇用職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。 2. 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 3. 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画 【基礎的研究業務勘定】 1. 予算 平成23年度～平成27年度予算 [人件費の見積り] 期間中総額663百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並び	【農業技術研究業務勘定】 (指標3-2) ア 農業技術研究業務の予算配分の方針及び実績が明確にされているか。 イ 農業技術研究業務の一部を外部委託した場合、外部委託の考え方と外部委託費の内訳が明記されているか。
	【基礎的研究業務勘定】 (指標3-3) ア 基礎的研究業務の予算配分の方針及び実績が明確にされているか。	

に職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

2. 収支計画

平成23年度～平成27年度収支計画

3. 資金計画

平成23年度～平成27年度資金計画

【民間研究促進業務勘定】

1. 予算

平成23年度～平成27年度予算

[人件費の見積り]

期間中総額441百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

2. 収支計画

平成23年度～平成27年度収支計画

3. 資金計画

平成23年度～平成27年度資金計画

【特例業務勘定】

1. 予算

平成23年度～平成27年度予算

[人件費の見積り]

期間中総額25百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

2. 収支計画

平成23年度～平成27年度収支計画

3. 資金計画

平成23年度～平成27年度資金計画

【農業機械化促進業務勘定】

1. 予算

平成23年度～平成27年度予算

[人件費の見積り]

期間中総額3,348百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職

【民間研究促進業務勘定】 (指標3-4)

ア 民間研究促進業務の資金配分の方針及び実績が明確にされているか。

【特例業務勘定】 (指標3-5)

ア 特例業務において、計画で見込んだ収支が計画通り進捗しているか。

【農業機械化促進業務勘定】 (指標3-6)

ア 農業機械化促進業務の予算配分の方針及び実績が明確にされているか。

	員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。 2. 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 3. 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画 4. 自己収入の確保 受益者負担の適正化、特許使用料の拡大等により自己収入の確保に努める。 5. 保有資産の処分 ① 施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。 ② 畜産草地研究所御代田研究拠点の研究員 宿舎敷地及び研究員宿舎は、平成23年度以降に処分する。 ③ 農村工学研究所の3Dドーム型景観シミュレーションシステムは、平成23年度以降に処分する。	
	第4 短期借入金の限度額 中長期目標の期間中の各年度の短期借入金は、農業技術研究業務勘定において43億円、基礎的研究業務勘定において15億円、民間研究促進業務勘定において1億円、特例業務勘定において1億円、農業機械化促進業務勘定において2億円を限度とする。 想定される理由：年度当初における国からの運営費交付金の受入れ等が遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費等の支払遅延を回避するとともに、運用収入等の収納の時期と事業費等の支払の時期に一時的な差が生じた際に円滑な業務の運営を図るため。	(指標4) 短期借入を行った場合、その理由、金額、返済計画等は適切か。
	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ① 第2期中期計画期間中に処分した旧農業者大学の土地の簿価相当額446百万円を平成23年度中に国庫納付する。 ② 特例業務勘定の出資事業に係る株式の処分に伴う回収金について、保有	(指標5) 中長期計画に定めのある不要財産の処分について、その取組が計画通り進捗しているか。

	する有価証券の満期償還額に、融資事業に係る長期貸付金の元本返済額を加え、財政投融资特別会計からの長期借入金の元本償還額を控除した額を、翌事業年度中に国庫に納付する。 また、特例業務勘定の特別貸付けに係る回収金について、平成26年度中に国庫に納付する。	
	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	
	第7 剰余金の使途 食料安定供給研究のための研究、地球規模の課題に対応するための研究、新需要創出のための研究、地域資源活用のための研究及び農業機械化の促進に資する試験研究等中長期目標における重点的研究課題の解決に向けた試験研究の充実・加速及びそのために必要な分析機器等の研究用機器更新・購入等に使用する。また、基礎的研究業務における競争的研究資金による試験研究の充実・加速、知的財産管理及び成果の発表・展示、民間研究促進業務における委託事業及び民間研究を促進するための情報収集・整理・提供事業、又は、特例業務の円滑な運営のために必要な資金等に使用する。	(指標7) 剰余金は適正な使途に活用されているか。
第5 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項等	
	1. 施設及び設備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性、既存の施設・設備の老朽化の現状及び研究の重点化方向等を踏まえ、真に必要な施設及び設備の整備改修等を計画的に行う。 (1) 農業技術研究業務勘定 平成23年度～平成27年度施設、設備に関する計画 (2) 農業機械化促進業務勘定 平成23年度～平成27年度施設、設備に関する計画	(指標8-1) ミッションの達成に向けた施設・設備の計画的整備が行われているか。
1. 人事に関する計画 (1) 人員計画 期間中の人事に関する計画（人員及	2. 人事に関する計画 (1) 人員計画 ① 方針	(指標8-2)

び人件費の効率化に関する目標を含む。)を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。

(2) 人材の確保

研究職員の採用に当たっては、任期制の活用等、雇用形態の多様化及び女性研究者の積極的な採用を図りつつ、中長期目標達成に必要な人材を確保する。研究担当幹部職員については、公募方式等を積極的に活用する。

研究分野の重点化や研究課題を着実に推進するための組織体制を整備し、職員を重点的に配置する。また、効率的・効果的な業務の推進が図られるように研究管理支援部門の組織体制を見直し、適切な職員の配置を行う。

② 人員に係る指標

期末の常勤職員数は、期初職員相当数を上回らないものとする。
(参考：期初の常勤職員相当数2,987名)

(2) 人材の確保

① 研究職員の採用に当たっては、引き続き、任期付雇用等の雇用形態の多様化を図り、中長期目標達成に必要な人材を確保する。

② 研究職員における全採用者に占める女性の割合については、前期実績を上回るよう、積極的に女性研究者を採用するとともに、その活用を図る。

③ 次世代育成支援行動計画に基づき、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に努める。

④ 研究リーダーについては、広く人材を求めるため、引き続き公募方式を活用する。

ア 期末の常勤職員数が、期初職員相当数を上回っていないか。

イ 任期付雇用、研究リーダーの公募等を活用するなど、雇用形態の多様化を図り、人材の確保に努めているか。

ウ 女性研究者の積極的な採用と活用に向けた取組が行われているか。また、その実績はどうか。

エ 仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に向けた取組が行われているか。

2. 法令遵守など内部統制の充実・強化

研究機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守を徹底する。特に、規制物質の管理等について一層の徹底を図るとともに、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。また、研究機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制の更なる充実・強化を図る。

さらに、法人運営の透明性を確保するため、情報公開を積極的に進めるとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府の方針を踏まえ、個人情報保護など適切な情報セキュリティ対策を推進する。

3. 法令遵守など内部統制の充実・強化

① 研究機構に対する国民の信頼を確保する観点から、倫理保持や法令遵守について、研修等を開催し役職員の意識向上を図ること等により、その徹底を図る。特に、毒物劇物等の規制物質の管理について、一層の徹底を図る。

② 研究機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、理事長のトップマネジメントが的確に発揮できるよう内部統制の充実・強化を図る。

③ 法人運営の透明性を確保するため、情報公開を積極的に推進するとともに、情報開示請求に対して適正かつ迅速に対応する。また、「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進するとともに、個人情報の保護に努める。

(指標8-3)

ア 内部統制のための法人の長のマネジメント(リーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応、内部統制の現状把握・課題対応計画の作成)は適切に行われているか。

イ 内部統制のための監事の活動(法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施、監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告)が適切に行われているか。

ウ 倫理保持や法令遵守についての意識向上を図るための研修、法令違反や研究上の不正に関する適切な対応など、法人におけるコンプライアンス徹底のための取組が行われているか。

		エ 規制物質、遺伝子組換え生物等の管理が適正に行われているか。規制薬品の一元管理の導入等、措置するとされた改善策の徹底が図られているか。 オ 法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報開示請求への適切な対応が行われているか。また、情報セキュリティ対策や個人情報保護は適切になされているか。
3. 環境対策・安全管理の推進 研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。 また、事故及び災害を未然に防止する安全確保体制の整備を進める。	4. 環境対策・安全管理の推進 (1) 環境対策の推進 研究活動に伴う環境への影響に配慮するため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に基づく化学物質の適正な管理及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくエネルギーの使用の合理化等に積極的に取り組む。また、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に基づき、環境配慮の方針等を記載した環境報告書を公表する。 (2) 安全管理の推進 事故及び災害を未然に防止するため、研究機構内に設置する安全衛生委員会等による点検、管理等の取組を一層推進するとともに、安全衛生に関する役職員の意識向上に向けた教育・訓練を実施する。	（指標 8－4） ア 資源・エネルギー利用の節約、リサイクルの徹底など環境負荷低減の取組を積極的に行っているか。また、その取組を公表しているか。 イ 職場環境の点検・巡視等の安全対策及び安全衛生に関する職員の教育・訓練が適切に行われているか。
	5. 積立金の処分にに関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等及び東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中長期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用に充当する。	（指標 8－5） 前期中期目標期間繰越積立金は適正な使途に活用されているか。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の 中長期目標期間評価（見込評価）に係る業務の実績に関する評価基準

農林水産省農林水産技術会議事務局長
平成27年6月30日付け27農会第671号
（一部改正）平成28年1月8日付け27農会第671号-1

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「法人」という。）における中長期目標期間評価（見込評価）に係る業務の実績に関して行う評価については、「農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知）」に定めるもののほか、以下の基準により実施する。

1 評価単位

評価を行う最小単位（以下、「評価単位」という。）は、原則として、中長期計画の中項目とする。

ただし、「第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」、「第4 短期借入金の限度額」、「第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」、「第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」及び「第7 剰余金の使途」については、大項目を評価単位とする。また、中項目「第2-1 試験及び研究並びに調査」については、「（1）研究の重点的推進」における大課題（中長期計画の最小区分）等を評価単位とする。

なお、第4、第5、第6、第7及び第8-5「積立金の処分に関する事項」については、実績があった場合に評価を行う。

評価票及び上記に基づき設定した評価単位を付表1に示す。

2 評価の視点及び評価軸

「国立研究開発法人の評価に関する評価軸の設定について」（平成26年12月8日付け事務連絡内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（企画担当））によれば、「平成28年4月に新たな中長期目標の開始が予定され、平成27年度に見込評価を行わなければならない法人については、これまでの運用の継続性等を考慮し、新中長期目標における評価軸の設定に注力することは適切な対応だと考えられる。」とされている。これを踏まえ、平成27年度及び平成28年度に行う評価については下記の要領で実施することで、評価軸等による評価に替えることとする。

原則として、評価単位ごとに達成度合いを判断するための指標を設定し、これら指標に係る取組状況を勘案して評価を行う。指標は付表2に示す。

ただし、法人自ら行う試験研究部分（中長期計画「第2-1 試験及び研究並びに調査」、「第2-5-（1）研究の重点的推進」及び「第2-5-（2）行政ニーズへの機動的対応」をいう。以下同じ。）については、指標を定めず、中長期目標に掲げられた内容に照らして評価を行う。なお、試験研究部分の評価に当たっては、研究成果の社会・経済に対する貢献を重視するとともに、学術進展へのインパクトや新たな発展の可能性からみた特筆すべき業績、行政ニーズへの機動的対応など試験研究に対する社会情勢等についても勘案する。

また特に、基礎研究については、成果の国際的な水準から見た科学的価値を重視するとともに、副次的成果、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉えつつ評価を行う。

3 評定

指針の「Ⅲ-7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分」において定められたと

おりとする。

4 総合評定の方法

総合評定は以下の手順により行うものとする。

評価単位より上位の項目（大項目等）及び機関の総合評価に当たっては、各評価単位の評価結果を反映し、かつ項目間における業務の性質の相違を考慮するため、以下のとおり、上位項目の評定を算出し、それを勘案して評価を行うものとする。

ア 各段階の評価結果を以下の基準により点数化する。

S：4点 A：3点 B：2点 C：1点 D：0点

イ 評価単位から大項目までの各段階で項目間のウェイトを設定し、アにおける点数をウェイトに基づき加重平均することにより上位の項目の点数を算出する。ただし、「第2－1 試験及び研究並びに調査」における各評価単位のウェイトは、毎年度、各評価単位に関連する予算額等を考慮して設定する。

ウ イで算出した点数により以下のとおり評定を付す。

〈点数によるランク分けの基準〉

3.5以上：S 2.5以上3.5未満：A 1.5以上2.5未満：B
0.5以上1.5未満：C 0.5未満：D

5 法人による自己評価

（1）自己評価の実施

法人は、主務大臣による評価を受けようとするときは、本基準に定める方法により自己評価を行い、その結果を、業務実績報告とあわせ、6月末までに農林水産技術会議事務局長に提出するものとする。

（2）自己評価の方法

法人は、試験研究部分について、大課題ごとに自己評価を行うものとする。ただし、主務大臣が行う評価に支障がない範囲で、当該年度の研究実績に応じて、効率的に評価を行える区分を設定できるものとする。試験研究部分以外については、原則として1の評価単位ごとに自己評価を行うものとする。

自己評価を行う際は、本基準に従って実施するものとする。

6 その他

（1）生物系特定産業技術に関する業務のうち、酒類製造業、たばこ製造業、酒類販売業及びたばこ販売業に係る業務の評価は、主務大臣たる財務大臣が行う。

（2）「生物系特定産業技術に関する民間研究の支援」の(3)特例業務の出資事業は、産業投資特別会計からの出資金を原資とし、研究開発会社に出資金として研究資金の供給を行っていたものである。

したがって、出資を受けた研究開発会社は研究開発の実施により、経理上ほぼ資本金相当額が欠損金として累積することとなり、法人が所有する研究開発会社の株式は、時価評価を行うことによりその大部分が欠損金として計上されることとなる。

しかし、このことは制度上の仕組みから発生するものであるもので、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の中長期計画及び業務方法書等を斟酌して、実用化の促進及び収益の改善等総合的な観点から評価を行うものとする。

付表 1 (国立研究開発法人 中長期目標期間評価 項目別評定総括表様式)

中長期計画		年度評価					中長期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置										
1-1	経費の削減									※
1-2	評価・点検の実施と反映									※
1-3	研究資源の効率的利用及び充実・高度化									※
1-4	研究支援部門の効率化及び充実・高度化									※
1-5	産学官連携、協力の促進・強化									※
1-6	海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化									※
第 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置										
2-1	試験及び研究並びに調査 (別表)									
2-2	近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授		—	—	—	—				※
2-3	生物系特定産業に関する基礎的研究の推進									※
2-4	生物系特定産業に関する民間研究の支援									※
2-5	農業機械化の促進に関する業務の推進									※
2-6	行政部局との連携									※
2-7	研究成果の公表、普及の促進									※
2-8	専門研究分野を活かしたその他の社会貢献									※
第 3 予算 (人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画										※
第 4 短期借入金の限度額										※
第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画										※
第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画										※
第 7 剰余金の使途										※
第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項等										
8-1	施設及び設備に関する計画									※
8-2	人事に関する計画									※
8-3	法令遵守など内部統制の充実・強化									※
8-4	環境対策・安全管理の推進									※
8-5	積立金の処分に関する事項									※

注：備考欄に※があるものは評価を行う最小単位

付表 1 (国立研究開発法人 中長期目標期間評価 項目別評価総括表様式 (試験及び研究並びに調査))

			年度評価					中長期目標 期間評価	項目別調 書No.	備考
			x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度	見込 評価	期間 実績 評価	
第 2 - 1 試験及び研究並びに調査										—
	1. 食料安定供給のための研究開発									—
	(1) 地域の条件・資源を活かした高生産性水田・畑輪作システムの確立									—
		① 新世代水田輪作の基盤的技術と低コスト生産システムの構築								※
		② 土地利用型耕種農業を支える先導的品種育成と基盤的技術の開発								※
		③ 業務需要に対応できる高度畑・野菜輪作農業システムの確立と先導的品種の育成								※
		④ 農業技術の経営的評価と経営管理システムの確立								※
	(2) 自給飼料基盤の拡大・強化による飼料生産性向上と効率的利用技術の開発									※
	(3) 家畜の代謝特性に基づく飼養管理及び家畜の安定供給のための育種・繁殖技術の開発									※
	(4) 園芸作物の高収益安定生産システムの開発									—
		① 日本型の高収益施設園芸生産システムの構築								※
		② 果樹・茶の持続的高品質安定生産技術の開発								※
	(5) 地域特性に応じた環境保全型農業生産システムの確立									—
		① 土壌生産力の総合的管理による持続的生産技術の開発								※
		② 生物機能等の農業代替技術を組み込んだ環境保全型病害虫・雑草防除技術の開発と体系化								※
		③ 環境保全型農業および有機農業の生産システムの確立								※
	(6) IT やロボット技術等の革新的技術の導入による高度生産・流通管理システムの開発									※
	(7) 家畜重要疾病、人獣共通感染症等の防除のための技術の開発									※
	(8) 食品の安全性向上及び消費者の信頼確保のための技術の開発									※
	2. 地球規模の課題に対応した研究開発									—
	(1) 地球温暖化に対応した農業技術の開発									※
	(2) 国産バイオ燃料・マテリアル生産技術の開発とバイオマスの地域利用システムの構築									※
	3. 新需要創出のための研究開発									—
	(1) 農産物・食品の機能性解明及び機能性に関する信頼性の高い情報の整備・活用のための研究開発									※
	(2) ブランド化に向けた高品質な農産物・食品の開発									※
	(3) 農産物・食品の高度な加工・流通プロセスの開発									※
	4. 地域資源活用のための研究開発									—
	(1) 農村における施設・地域資源の維持管理技術の開発									—
		① 農業水利施設等の戦略的な再生・保全管理技術の開発								※
		② 農村地域の国土保全機能の向上と防災・減災技術の開発								※
	(2) 農業生産のための基盤的地域資源の保全管理技術の開発									※
	5. 原発事故対応のための研究開発									※

注：備考欄に※があるものは評価を行う最小単位

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の評価基準における指標
(中長期計画第1、第2—2～8(5(1)、(2)を除く)、第3～第8部分)

中長期目標 (平成23年3月2日制定 平成24年2月24日、平成27年11月10日 変更)	中長期計画 (平成23年3月31日制定認可、 平成23年6月30日、平成26年2月28日、 平成27年12月22日変更認可)	評価単位ごとの指標 (評価のポイント)
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標 を達成するためとるべき措置	
1. 経費の削減 (1) 一般管理費等の削減 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行う。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、削減対象から除くこととする。 ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学	1. 経費の削減 (1) 一般管理費等の削減 ① 運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか改めて検証し、適切な見直しを行う。 ② 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、研究機構全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。)について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、削減対象から除くこととする。 (ア) 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 (イ) 任期付研究者のうち、国からの	(指標1-1) ア 法人における業務経費、一般管理費の削減に向けた取組が行われているか。数値目標は達成されたか。 イ 法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由及び講ずる措置が明確にされているか。また、検証結果を公表しているか。 ウ 人件費削減目標の達成に向けた具体的な取組が行われているか。また、数値目標は達成されたか。

技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。) (2) 契約の見直し 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する。経費削減の観点から、契約方法の見直し等を行う。また、密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。	委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。) (2) 契約の見直し ① 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する観点から調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。 ② 経費削減の観点から、他の独立行政法人の事例等をも参考にしつつ、複数年契約の活用など契約方法の見直し等を行う。 ③ 密接な関係にあると考えられる法人との契約については、一層の透明性を確保する観点から、情報提供の在り方を検討する。	エ 契約方式等、契約に係る規程類は適切に整備、運用されているか。契約事務手続きに係る執行体制や審査体制の整備・執行等が適切に行われているか。 オ 調達等合理化計画に基づき、調達の現状と要因の分析を行い、その結果を踏まえ、重点分野の調達の改善や、調達に関するガバナンスの徹底等の取組が行われているか。 カ 契約の競争性、透明性に係る検証・評価は適切に行われているか。 キ 複数年契約の活用等による経費削減の取組を行っているか。 ク 特定関連会社、関連公益法人等に対する個々の委託の妥当性、出資の必要性が明確にされているか。
2. 評価・点検の実施と反映 運営状況及び研究内容について、自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、的確に業務運営に反映させ、業務の重点化及び透明性を確保する。 研究内容については、研究資源の投入と得られた成果の分析を行うとともに、農業、食品産業その他の関連産業や国民生活への社会的貢献を図る観点及び評価を国際的に高い水準で実施する観点から、できるだけ具体的な指標を設定して評価・点検を行い、必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、行政部局を含む第三者の評価を踏まえ、生産者や行政にとって有用な研究成果を「主要普及成果」として選定する。選定に当たっては、数値目標を設定して取り組む。「主要普及成果」等については、普及・利用	2. 評価・点検の実施と反映 ① 業務の重点化及び透明性確保のため、毎年度の独立行政法人評価委員会の評価に先立ち、業務の運営状況、研究内容について、外部の専門家・有識者等を活用して自ら適切に評価・点検を行うとともに、その結果については、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、反映のための具体的方法を明確化して研究資源の配分等の業務運営に的確に反映させる。特に、研究内容については、行政ニーズを含む必要性、進捗状況等を踏まえて機動的に見直しを行う。また、評価結果及びその反映状況をホームページで公表する。 ② 研究内容の評価に当たっては、研究に先立って具体的な年次目標を記載した工程表を作成するとともに、農業、食品産業その他の関連産業、国民生活等への社会的貢献を図る観点、及び国	(指標1-2) ア 効率的な自己評価・点検の体制整備が行われ、客観性、信頼性の高い評価・点検が実施されているか。 イ 評価・点検結果の反映方針が明確にされ、研究内容を見直すなど実際に反映されているか。評価結果及びその反映状況は公表されているか。 ウ 工程表に基づく研究業務の計画的な進行管理が行われているか。 エ 国際的な水準から見た研究

状況を把握・解析し、業務運営の改善に活用する。 さらに、職員の業績評価を行い、その結果を適切に処遇等に反映する。	際比較が可能な研究については諸外国における研究開発状況と比較する観点から具体的指標を設定する。また、研究資源の投入と得られた成果の分析を行い、研究内容の評価に活用する。 ③ 行政部局を含む第三者の評価を踏まえ、行政・普及機関、公立試験研究機関、生産者、民間企業にとって有用な研究成果を「主要普及成果」として、中長期目標の期間内に農業技術研究業務において200件以上、農業機械化促進業務において35件以上を選定する。「主要普及成果」等については、普及・利用状況を把握、解析し、研究内容や業務運営の改善に活用する。 ④ 研究職員の業績評価については、引き続き、公正かつ透明性の高い評価を実施し、その結果を処遇等に適切に反映させる。 ⑤ 一般職員等の業績及び職務遂行能力については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、引き続き、公正かつ透明性の高い評価を実施し、その結果を処遇等へ適切に反映させる。	評価にむけた取組が行われているか。 オ 研究資源の投入と成果の分析が実施され、評価に活用されているか。 カ 「主要普及成果」を選定するにあたって、行政部局等の評価を受けているか。また、「主要普及成果」に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。 キ 「主要普及成果」等の普及・利用状況の把握、解析が行われ、業務改善に活用されているか。 ク 職員の業績評価等が適切に行われているか。また、処遇等への反映に向けた取組が行われているか。
3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化 (1) 研究資金 中長期目標を着実に達成するため、運営費交付金を効果的に活用して研究を推進する。また、研究開発の一層の推進を図るため、委託プロジェクト研究費、競争的研究資金等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の効率的活用に努める。 (2) 研究施設・設備 研究施設・設備については、老朽化した現状や研究の重点化方向を踏まえ、真に必要なものを計画的に整備するとともに、有効活用に努める。	3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化 (1) 研究資金 ① 運営費交付金を活用し、中長期目標に示された研究を効率的・効果的に推進するため、研究内容の評価・点検結果を資金配分に反映させる。 ② 研究開発の一層の推進を図るため、食料・農業・農村政策上及び科学技術政策上の重要課題として国が委託するプロジェクト研究費、競争的資金等その他の外部資金の獲得に積極的に取り組み、研究資金の充実を図る。 (2) 研究施設・設備 ① 研究施設・設備については、老朽化の現状や研究の重点化方向を踏まえ、①整備しなければ研究推進が困難なもの、②老朽化が著しく、改修しなければ研究推進に支障を来すもの、③法令等により改修が義務付けられているものなど、業務遂行に真に必要なものを計画的に整備するとともに、集約化や共同利用の推進、維持管理費の抑制等を図る。 ② 施設・機械の有効利用を図るため、共同利用を一層推進する。開放型研究施設（オープンラボ等）について	(指標 1－3) ア 評価・点検の結果が運営費交付金の配分に反映されているか。 イ 国の委託プロジェクト研究の重点実施や競争的研究資金等の外部資金の獲得により、研究資金の充実を図っているか。 ウ 研究施設・機械は有効に活用されているか。共同利用の促進、集約化等による維持管理費の抑制の取組が適切に行われているか。 エ オープンラボに関する情報を公開し、利用促進を図っているか。また利用実績について検証しているか。

は、その情報をインターネット、冊子等を介して広く公開し、利用促進を図る。

(3) 組織

中長期目標の達成に向けて、研究成果を効率的に創出するため、研究資金、人材、施設等の研究資源を有効に活用し得るよう、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携による相乗効果を発現させる観点から、組織の在り方を見直す。

このほか、主要な研究拠点とは別に運営している小規模な研究拠点のうち、前中長期目標期間における検討において組織を見直すこととした拠点については、計画に基づき、地元の理解を得つつ再編・統合を行うとともに、その他の研究拠点についても、重点的な研究を推進していく上で、業務内容などを再検証し、地元の意向も考慮しつつ、研究資源の効率的かつ効果的な利用の促進及び適切な業務実施体制の構築の観点から、統廃合も含めた組織の見直しを進める。

また、生物系特定産業技術研究支援センター東京事務所及び産学官連携センター東京リエゾンオフィスについては、平成23年度中に東京23区外へ移転する。

(4) 職員の資質向上と人材育成

研究者、研究管理者及び研究支援者の資質向上を図り、業務を的確に推進できる人材を計画的に育成する。そのため、人材育成プログラムを踏まえ、競争的・協調的な研究環境の醸成、多様な雇用制度を活用した研究者のキャリアパスの開拓、行政部局、公立試験研究機関等との多様な形での人的交流の促進、研究支援の高度化を図る研修等により、職員の資質向上に資する条件を整備する。

(3) 組織

① 中長期目標の達成に向けて、研究成果を効率的に創出するため、農産物の生産から消費までの多様な専門分野の研究職員を有し、主要な農業地域において研究を展開しているという研究機構の特性を活かすとともに、他の農業関係研究開発独立行政法人との共同研究等を円滑に推進する観点から、組織を整備する。

② 前中長期目標期間における検討において組織を見直すこととした小規模な研究拠点については、地元等の理解を得ながら、組織見直しの実施計画に基づき、再編・統合を行う。また、その他の研究拠点についても、重点的な研究を推進していく上で、業務内容等を再検証し、地元の意向も考慮しつつ、研究資源の効率的かつ効果的な利用の促進及び適切な業務実施体制の構築の観点から統廃合も含めた組織の見直しを進める。

③ 生物系特定産業技術研究支援センター東京事務所及び産学官連携センター東京リエゾンオフィスについては、平成23年度中に東京23区外へ移転する。

(4) 職員の資質向上と人材育成

① 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）の制定や研究開発を取り巻く情勢変化等を踏まえて、人材育成プログラムを改定し、これに基づき、計画的な人材育成を図る。

② 各種制度を積極的に活用して研究職員の在外研究及び博士号の取得を奨励する。

③ 研究職員の資質向上を図るため、各種研究会、シンポジウム等に積極的に参加させ、最新の研究情報を取得させる。

④ 各種研修制度を活用し、業務遂行に必要な研究マネジメントに優れた研究管理者を育成する。

⑤ 研究職員の資質向上、人材育成を目的とした行政部局や公立試験研究機関等との人的交流の促進に努める。

オ 他の農業関係研究開発独立行政法人との連携強化など、効率的な研究推進のための組織整備の取組が行われているか。

カ 小規模な研究拠点について、組織見直しの実施計画に基づく再編・統合を着実に進めているか。また、その他の研究拠点について、組織の見直しに向けた取組が行われているか。

キ 人材育成プログラムに基づく人材育成の取組が適切に行われているか。

ク 研究管理者の育成や研究支援部門における業務の高度化への対応のための各種研修の実施、資格取得の支援が行われているか。

	⑥ 産学官連携、広報、知的財産部門等における一般職員の資質向上及び管理部門との人事交流の促進を図るため、必要な研修制度の充実及び研修への積極的参加を推進する。また、業務上必要な資格の取得を支援する。 ⑦ 技術専門職員が高度な専門技術・知識を要する業務を行うために必要な能力や資格を獲得するための研修等を引き続き実施する。	
4. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化 研究支援業務のうち、他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務を一体的に実施することなどにより、研究支援部門の合理化を図る。 総務部門の業務については、業務内容の見直しを行い、効率化を図る。 現業業務部門の業務については、試験及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野への重点化を進め、効率化及び充実・強化を図る。 また、研究支援業務全体を見直し、引き続きアウトソーシングを推進することなどにより、研究支援部門の要員の合理化に努める。	4. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化 ① 研究支援業務については、研修等の共同実施、マニュアル等の共同作成など他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務を一体的に実施することなどにより合理化を図る。 ② 総務部門の業務については、業務内容の見直しを行い、実施体制を確保するとともに、事務処理の迅速化、簡素化等による管理事務業務の効率化を図る。 ③ 農林水産省研究ネットワーク等を活用して、研究情報の収集・提供業務の効率化、充実・強化を図るとともに、情報共有システムの運用により研究機構全体の情報共有の促進及び業務の効率化を図る。 ④ 現業業務部門の業務については、試験及び研究業務の高度化に対応した高度な専門技術・知識を要する分野に重点化を図るために見直しを進め、効率化及び充実・強化を図る。 ⑤ 研究支援業務全体を見直し、引き続きアウトソーシングを推進することなどにより、研究支援部門の要員の合理化に努める。	(指標 1－4) ア 他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務の洗い出しを行っているか。共通性の高い業務の一体的実施に取り組んでいるか。 イ 総務部門において、効率化に向けた業務見直しを適切に行っているか。 ウ 研究情報の収集・提供業務の充実・強化を図っているか。また、情報共有システムによる農研機構全体での情報共有を進めているか。 エ 現業業務部門において高度な専門技術・知識を要する分野を充実・強化するため、業務の重点化などの見直しを行っているか。 オ 研究支援部門の効率化を図るためのアウトソーシングに取り組んでいるか。
5. 産学官連携、協力の促進・強化 食料・農業・農村に関する技術の研究水準を向上させ、優れた研究成果や知的財産を創出するため、国、他の独立行政法人、公立試験研究機関、大学、民間等との連携・協力及び研究者の交流を積極的に行う。その際、他の独立行政法人との役割分担に留意しながら、円滑な交流システムの構築を図る。また、他産業との連携に留意しつつ、研究成果の普及・産業化を円滑に進めるための産学官連携及び成果普及活動を一体的に推進する。 さらに、地方自治体、農業者・関係	5. 産学官連携、協力の促進・強化 ① 地方自治体、農業者・関係団体、他府省も含む関係機関、大学及び民間企業等との連携及び人的交流を積極的に行う。 ② 産学官連携及び普及活動を一体的に推進する体制を強化し、研究成果の普及・産業化を推進する。 ③ 研究成果の社会還元を促進するため、実用化に向けた産学官連携研究の推進や成果の活用による事業化及び普及のためのマッチング活動等について	(指標 1－5) ア 地方自治体、関係団体、関係機関、大学及び民間企業等との共同研究及び人的交流が行われているか。 イ 産学官連携による研究成果の実用化や普及にむけて、マッチング活動等に取り組んでいるか。また、国が行う産学官連携の推進に協力しているか。 ウ 他の農業関係研究開発独立

団体、他府省関係機関、大学、民間企業等による基礎研究から実証研究に至るまでの一体的な取組を促進するために国が行う環境の構築に協力する。 加えて、生物系特定産業技術に関する研究の高度化や農業機械化の促進に関する産学官連携の拠点としての機能を発揮する。 このような取組により、研究機構全体が、産学官連携の拠点としての役割を果たすものとする。	は計画を策定して取組を強化する。 ④ 他の農業関係研究開発独立行政法人とは、その役割分担に留意しつつ、人事交流を含めた連携、協力を積極的に行う。特に、独立行政法人国際農林水産業研究センターが実施する国際共同研究に必要な応じて協力する。 ⑤ 引き続き連携大学院制度等を活用し、大学との連携を進める。 ⑥ 地方自治体、農業者・関係団体、他府省関係機関、大学、民間企業等による基礎研究から実証研究に至るまでの一体的な取組を促進するために、国が行う環境の構築に協力する。 ⑦ 生物系特定産業技術に関する研究の高度化や農業機械化の促進に関する産学官連携の拠点としての機能を充実・強化する。	行政法人との人事交流を含めた連携、協力が行われているか。 エ 国際農林水産業研究センターの国際共同研究との連携は適切に行われているか。 オ 連携大学院制度等を通じ、大学との一層の連携強化が図られているか。
6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 食料・農業・農村に関する技術の研究開発を効率的かつ効果的に推進するため、国民への食料の安定供給及び我が国が果たすべき国際的責務を考慮し、海外機関、国際機関等との連携を積極的に推進する。	6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 ① 地球規模の食料・環境問題や社会経済のグローバル化に伴う様々なリスクの発生等に対応するとともに、質の高い研究開発を効率的・効果的に推進するため、国際学会における研究成果の発表等に努めるとともに、科学技術協力に関する政府間協定等を活用し、海外諸国や国際機関との共同研究等を推進する。 ② 食品分析等の標準化を推進するため、海外機関等と連携し試験室間共同試験等に参加する。また、海外の獣医関係研究所等と連携して口蹄疫や鳥インフルエンザ等の越境性疾病に関わる調査研究活動を推進するとともに、国際かんがい排水委員会(ICID)等海外機関との連携を強化し、水の利用・管理技術に係る国際的な研究活動を推進する。	(指標 1 - 6) ア 国際学会・国際会議への参加や成果発表、海外諸国や国際研究機関とのMOU締結等の実績はどうか。 イ 食品分析等の標準化に向けた試験室間共同試験、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの共同調査研究、水の利用・管理技術の研究等に関する国際機関との連携強化が行われているか。
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 試験及び研究並びに調査 (1) 研究の重点化及び推進方向 「食料・農業・農村基本計画」に対応し、今後10年程度を見通した研究開発の重点目標等を示した「農林水産研究基本計画」のほか、今後8年程度を見通した「農林水産研究における原発	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 試験及び研究並びに調査 (1) 研究の重点的推進 〔別添1〕に示した研究を重点的に推進する。 なお、これらの研究の推進に当たっては、	

事故への対応方針」に即し、食料安定供給のための研究、地球規模の課題に対応するための研究、新需要創出のための研究、地域資源活用のための研究及び原発事故に対応するための研究を重点的に実施する。 我が国の気象・土壌条件は変化に富み、農業を取り巻く社会的・経済的条件も地域により多様なことから、これらの研究については、地域の実態や生産者、消費者及び実需者のニーズを踏まえつつ、関連する研究分野・機関との連携・協力の下で効率的に推進する。 また、他の農業関係研究開発独立行政法人との連携を一層強化し、各法人の有する研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進する。 これらのことを実現するため、「別添1」に示した研究を進める。 なお、独立行政法人農業生物資源研究所がセンターバンクとして実施する農業生物資源ジーンバンク事業のサブバンクとして、センターバンクとの緊密な連携の下、遺伝資源の収集、保存、特性評価等を効率的に実施する。 （２）行政ニーズへの機動的対応 期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を着実に実施する。	① 地域の実態や生産者、消費者及び実需者のニーズを踏まえつつ、関連する研究分野・機関との連携・協力の下で効率的に推進する。 ② 他の農業関係研究開発独立行政法人との連携を一層強化し、各法人の有する研究資源を活用した共同研究等を効率的に推進する。 ③ 独立行政法人農業生物資源研究所がセンターバンクとして実施する農業生物資源ジーンバンク事業のサブバンクとして、センターバンクとの緊密な連携の下、遺伝資源の収集、保存、特性評価等を効率的に実施する。 （２）行政ニーズへの機動的対応 中長期目標期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を着実に実施する。	
２．近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授 平成20年度に開始した農業者大学校の教育は、平成23年度末をもって終了するものとする。 なお、在学生に対しては、今後の我が国農業・農村を牽引する担い手となるべき人材の育成に向けて、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を中心とする教育を引き続き実施し、卒業生の就農の確保に努めるものとする。	２．近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授 （１）学理及び技術の教授に関する業務 現行の農業者大学校における教育は、平成23年度末までとし、以下のとおり実施する。 ① 教育の手法及び内容は、以下のとおりとする。 （ア）本科は、講義、演習及び実習の組合せにより、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を中心に教授する。また、多様な分野にわたる教育を実施し、幅広い視野と多面的なものの見方・考え方を修得させる。 （イ）専修科は、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法等に関する農業者等のニーズを踏まえ、農業経営の発展に必要な学理及び技術を修得させる。 ② 教育の内容の改善を図るため、以下のことを行う。 （ア）先進的農業経営者や学識経験者から教育内容についての意見を把握する。	（指標２－２）

	(イ) 在学中の学生や卒業生を対象に、教育内容の満足度等に関するアンケートを適切な時期に実施し、授業の満足度が80%以上となるよう教育内容の改善に努める。 ③ 卒業生の就農率についておおむね90%を確保するため、以下のことを行う。 (ア) 現場の農業者による講義 (イ) 演習における学生に対する卒業後の農業経営の方向についての具体的な指導 (ウ) 非農家出身学生等に対する農業法人の紹介・就農相談によるきめ細かな就農支援 (エ) その他、学生の就農意欲を高めるための活動 ④ 公開セミナーを開催するとともに、教育の理念・内容、学生の取組、卒業生の特色ある活動等についてのインターネットによる情報の発信、報道機関等への積極的な情報提供等を行い、農業の担い手育成業務に対し国民の理解が得られるよう努める。	ア 平成22年度までの入学者に対し、適切に計画された教育が行われ、教育内容に対し80%以上の満足度が得られているか。 イ 卒業後の就農に向けた適切な教育指導が行われたか。また、卒業生の就農率はおおむね90%以上確保できたか。 ウ 農業の担い手育成業務に係る国民理解の醸成のための活動は行われているか。
3. 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進 (1) 基礎的研究業務の実施 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）、水産基本法（平成13年法律第89号）等の基本理念を踏まえた「農林水産研究基本計画」等の生物系特定産業技術の開発に関する国の施策を実現する方策の一つとして、生物系特定産業技術に関する基礎的な研究開発を促進する。 具体的には、 ア 生物の持つ様々な機能を高度に利用した技術革新や新産業を創出するための基礎的・独創的な研究を通じて、農林水産物の高付加価値化や新需要の開拓、農山漁村の6次産業化や国産農林水産物の消費拡大、農林漁業、飲食料品製造業、たばこ製造業等の生産性の飛躍的向上や安定供給、地球規模の食料・環境問題の解決等に資することを目的として、生物系特定産業技術に関する新たな技術シーズを開発するための基礎的な試験研究等を推進する。 イ 様々な分野からの人材、研究手法、技術シーズ等の活用を通じて、生物系特定産業の実用技術の開発に向けて発展させることを目的として、産学官が連携して行う試験研究等を推進する。	3. 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）、水産基本法（平成13年法律第89号）等の基本理念を踏まえた「農林水産研究基本計画」等の生物系特定産業技術の開発に関する国の施策を踏まえ、農山漁村の6次産業化、国産農林水産物の消費拡大、農林漁業、飲食料品製造業、たばこ製造業等の生産性の飛躍的向上や安定供給、地球規模の食料・環境・エネルギー問題の解決等に資する革新的な技術の開発につながる新たな技術シーズを開発するための基礎研究と、これらの技術シーズを将来における新たな事業の創出につなげるための応用研究とを一体的に推進するため、基礎的研究業務を適正かつ着実に実施する。 業務の推進に当たっては、競争的研究資金をはじめとする研究資金の効果を最大限に発揮させるとともに、課題の採択、評価の公正性、透明性を確保するため、以下の方針の下に業務を実施する。 また、事業の制度・運営の改善を図るため、関係者からの意見の収集、自己点検などを実施した上で外部の幅広い分野の専門家・有識者による制度評価を実施する。	(指標2－3)

ウ あわせて、これらの研究成果について、民間等における利活用及び普及を図る。

（２）課題の採択及び評価の実施

ア 競争的研究資金の効果を最大限に発揮させるため、課題の採択、単年度評価及び中間評価を適切に実施し、その結果を踏まえた研究計画の見直しや運用を図ることを通じて、質の高い研究成果が得られるよう努める。その際、研究論文発表数及び特許等出願数について数値目標を設定して取り組む。中間評価については、その結果を質の高い課題の研究規模や当該課題への資金配分等に反映させる。

また、応用段階の研究の成果を実用化の観点から評価し選抜する仕組みを導入することにより、段階的競争選抜の導入拡大に取り組む。

イ 評価の公正性・透明性を一層確保するため、採択プロセスの可視化、客観性の高い評価指標の設定及び外部の幅広い分野の専門家・有識者による厳格な評価を行うとともに、平成23年度の新規採択から、基礎的研究業務に係る研究資金の本機構への配分は行わない。また、評価内容については、できるだけ定量的手法を用いて、評価体制とともに国民に分かりやすい形で情報提供を行う。特に、研究委託期間終了時においては、数値化された指標を用いた終了時評価を実施した上で、その評価結果を公表する。

ウ 研究成果については、研究論文発表のほか、できるだけ定量的手法を用いて、国民に分かりやすい形で情報提供を行う。

（３）研究成果の把握・追跡調査の実施

実用につながる研究成果を確保するため、研究期間終了後、一定期間を経過した時点において、追跡調査を実施し、研究成果の社会的・産業的な波及効果又は学術的な深化を把握し分析する。加えて、研究期間終了後から追跡調査を実施するまでの間、研究成果の活用状況を把握する。

（４）制度評価の実施

事業の制度・運営の改善を図るため、外部の幅広い分野の専門家・有識者による制度評価を実施する。

（５）他府省との連携

（１）課題等の公募・採択

① 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、競争的研究資金に係る課題の公募・採択は、次のとおりとする。

（ア）特定の研究機関に限定せず、広く公募するものとし、公募開始の1ヶ月前には公募に関する情報をホームページ等により公表するとともに、適宜地域での説明会を開催し、事前の周知を図る。

なお、平成23年度の新規採択から、本機構が行う研究への資金配分を行わないこととする。

（イ）課題の採択に当たっては、客観性の高い評価指標に基づき、外部の専門家、有識者で構成する選考・評価委員会の審査結果を踏まえて決定する。

選考・評価委員会委員の選定については、外部の学識経験者等により構成される選考・評価委員選定会議により適切に実施する。

（ウ）課題の評価は、研究水準の程度、課題の独創性、見込まれる成果の波及の可能性などを、研究計画の内容と研究業績の両面から客観的に判断して、優れた提案を選定するとともに、特定の研究者に研究資金が集中しないよう配慮する。

（エ）課題選定の時期を可能な範囲でこれまで以上に早める努力をするとともに、選定結果を課題の提案者に対して速やかに通知する。また、採択課題については、審査体制とともに、ホームページ等により速やかに公表する。

（２）研究の管理・評価

① （１）①の競争的研究資金に係る研究の管理・評価は次のとおりとする。

（ア）採択課題については、あらかじめ研究期間を通じた研究計画を策定する。研究計画には、研究期間終了時点の研究成果の最終達成目標とその効果を明確に記述するとともに、3年を超える研究期間を要する課題については、研究期間の3年目を目途とした中間時点の目標を明確に記述するものとする。

（イ）研究計画に基づき、毎年度、課題ごとに適切な手法で評価を行うとともに、その結果を踏まえて研究の見直し等を行う。また、研究機構内部に、採択課題の管理・運営支援・評価等の実務を行う研究経歴のあるプログラム・オフィサーを12名以上確保するとともに、プログラム・ディレクターを1名以上設置する。

（ウ）3年を超える研究期間を要する課題については、研究期間の3年目に、中間評価（５段階評価）を行う。また、研究期間を終了する課題について終了

ア 広く課題等が公募されているか。課題等の採択は適切に行われているか。また採択課題等については審査体制を含め公表されているか。課題等選定時期の早期化への取組が行われたか。

イ 研究目標の設定など研究計画が適切に策定されているか。

ウ プログラム・オフィサーの設置など研究課題の管理・運営等は適切に行われているか。

エ 中間・終了時評価が適切に行われているか。また、評価結果が、評価体制とともに公表され、資金配分等に反映さ

科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により平成22年7月8日に決定された「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」の「競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化」（費目構成の統一化など）に的確に対応する。

時評価を行う。研究期間の延長を希望する課題については継続審査を行い、研究フェーズを移行する課題については移行審査を行う。評価に当たっては、客観性の高い評価指標に基づき、外部の専門家、有識者で構成する選考・評価委員会を活用したピアレビュー方式で行う。

なお、応用段階の研究について、研究資金をより効率的に配分するため、研究の中途段階での成果や達成見込みを審査し課題を選抜する、段階的競争選抜方式を導入することとし、平成23年度の新規採択から実施する。

加えて、研究計画の熟度に応じた効率的な資金配分を実施する観点から、課題の選定過程における選考・評価委員の意見を踏まえた予備的研究を実施する仕組みを導入する。

評価結果については、評価体制とともに、国民に分かりやすい形でホームページにより公表する。また、中間評価結果の高い課題については、資源配分に反映させるとともに、評価結果が一定水準（5段階評価の2）に満たない課題は原則として中止又は規模を縮小する。

（エ）日本版バイ・ドール条項（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条）の適用を積極的に進め、研究実施主体のインセンティブを高める。

（オ）継続課題については、研究の評価等に係る手続を踏まえた上で、委託先の事情に起因する場合等を除き、研究継続に支障が生じないよう契約締結・確定等の事務処理を迅速に行う。

（カ）科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により平成22年7月8日に決定された「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」の「競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化」（費目構成の統一化など）に対応した取組を進める。

② （１）②の研究開発等については、①の（ア）及び（イ）に準じた取組を行うほか、①の（エ）を適用するものとする。

この場合において①の（ア）及び（イ）の規定中「採択課題」とあるのは「課題」と読み替えるものとする。

また、（１）②の研究開発等については、a）革新的な技術体系の確立にあつては大幅なコスト低減による農林水産業経営の収益増大等、b）事業化促進研究にあつては実施課題の90%以上で事業化、c）異分野融合研究にあつては実施課題の80%以上で事業化が有望な研究成果を創出、という各事業の政策目標の達成を確実なものとするため、年度末に評価を行うこととし、研究課

れているか。

オ 日本版バイ・ドール条項の適用を積極的に進めているか。

	題の6割以上において計画を上回る成果を上げているとの評価を得られるようにすること。 (3) 成果の公表等 ① 委託研究を通じて、研究期間途中から、研究者による学術雑誌や学会での発表を促進し、(1) ①の競争的研究資金については、中長期目標の期間内における査読論文発表数を2,280報以上確保する。また、委託研究を通じて、知的財産権の取得に努め、中長期目標の期間内に250件以上の国内特許等を出願するとともに、海外で利用される可能性、我が国の農林水産業等への影響を配慮して、特許等の海外出願を行う。 ② 研究期間終了年度に成果発表会の開催、印刷物の作成やホームページへの掲載等により、できるだけ定量的手法等を用いて、国民に分かりやすい形で研究成果に関する情報提供を行う。 ③ (1) ①の競争的研究資金については、一定期間を経過した終了課題について、追跡調査を実施し、研究成果の社会的、産業的な波及効果、又は学術的な深化を把握し分析する。加えて、研究期間終了後から追跡調査を実施するまでの間、研究成果の活用状況を把握する。	力 査読論文発表数、国内特許等に関する数値目標の達成に向けた進捗はどうか。また、特許等の海外出願に向けた指導は適切に行われているか。 キ 成果発表会開催など国民に分かりやすい形での研究成果に関する情報提供が行われているか。 ク 研究終了課題について成果の普及・利用状況の把握は適切に行われているか。事業目的に対する貢献状況の把握・分析のための追跡調査が適切に行われているか。
4. 生物系特定産業技術に関する民間研究の支援 (1) 民間研究促進業務に係る委託事業 「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、農山漁村の6次産業化や国産農林水産物の消費拡大等による活力ある農山漁村の再生に資することを目的とした、生物系特定産業技術に関する実用化段階の試験及び研究を民間企業等に委託する事業を行う。 なお、新規案件の募集・採択は停止し、既存採択案件について確実な売上納付を促進する。 ア 採択案件の研究開発実施期間中においては、有識者及びベンチャー企業への投資経験等を有する外部専門家（以下「有識者等」という。）により適切な手法で年次評価を行い、その結果を基に、採択案件の見直し等を行う。特に、評価結果が一定水準に満たない案件については、原則として、当該案件の研究開発を中止する。 イ 委託期間終了時に、有識者等による数値化された指標を用いた終了時評	4. 生物系特定産業技術に関する民間研究の支援 (1) 民間研究促進業務に係る委託事業 「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、農山漁村の6次産業化や国産農林水産物の消費拡大等による活力ある農山漁村の再生に資することを目的とした、生物系特定産業技術に関する実用化段階の試験及び研究を民間企業等に委託する事業を行う。 なお、平成23年度から、新規案件の募集・採択は中止し、既存採択案件について以下の取組を着実に実施して確実な売上納付を促進する。 ① 試験研究の管理・評価 (ア)採択案件の委託期間中において、有識者及びベンチャー企業への投資経験等を有する外部専門家（以下「有識者等」という。）の知見を活用し、毎年度、年次評価を行い、その結果を基に採択案件における試験研究の加速化・縮小・中止・見直し等を迅速に行う。特に、評価結果が一定水準に満たない案件については、原則として当該案件の試験研究を中止する。	(指標2-4) ア 委託期間中の採択課題について、年次評価が適切に行われ、研究開発の加速化・縮小・中止・見直し等に反映されているか。

価を実施するとともに、その評価結果を公表する。

ウ 年次評価・終了時評価において、研究結果等を踏まえた売上納付額の見通しを立てるとともに、計画額からの変動要因の分析を行う。

エ 事業化の実施状況、売上納付の算出根拠等に係る調査の実施内容、方法等を具体的に定め、有識者等の指導の下、定期的に追跡調査を実施する。また、当該調査の結果を踏まえ、研究開発成果を基礎とした経済・社会への貢献・影響について定量的な手法を含めた評価を行うとともに、確実な売上納付の促進を図る。

オ 委託事業における日本版バイ・ドール条項（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条）の適用比率を、委託先の事情により適用できない場合等を除き、100%とし、研究開発成果の知的財産の創出や製品化を促進するとともに、製品化に伴う売上納付の確保に努める。

カ 採択案件の研究開発成果について、分かりやすく加工し、ホームページ等において積極的な広報を行う。また、日本版バイ・ドール条項の適用により委託先に帰属する特許権等について、事業化及び第三者への実施許諾の状況を公表する。

(イ) 委託期間終了時において、有識者等からなる評価委員会を開催し、試験研究成果について、数値化された指標を用いて成果の達成状況及び事業化の見込みなどの評価を行う。

なお、委託期間の延長申請がなされた採択案件は、委託期間終了時に延長の必要性について厳格な評価を行った上で、延長の可否を決定する。

(ウ) 年次評価・終了時評価においては、試験研究結果等を踏まえた売上納付額の見通しを立てるとともに、計画額からの変動要因の分析を行う。

(エ) 試験研究成果については、日本版バイ・ドール条項の適用比率を、委託先の事情により適用できない場合等を除き100%とすることにより、知的財産の創出や事業化を促進するとともに、事業化に伴う売上納付の確保に努める。

② 試験研究成果の事業化及び売上納付の促進への取組

委託期間が終了した採択案件については、事業化により売上が計上される率を100%とすることを目標とする。

試験研究成果の事業化と売上納付を実現するため、以下の取組を行う。

(ア) 継続中の採択案件については、個別案件ごとに報告書の提出を求め、年次評価を実施する。また、年次評価結果等を踏まえて毎年1回のヒアリングを行い、試験研究の進捗状況及び事業化の構想とその取組状況を把握し必要な指導を行う。

(イ) 委託期間が終了した採択案件については、終了時評価結果を踏まえた事後の試験研究や事業化への取組などについて指導する。また、事業化の実施状況の把握及び売上納付の確実な実行の確保のために、毎年度追跡調査を実施する。調査に当たっては、予め調査内容等を含む実施計画を策定するとともに、外部の専門家等の助言を得る。追跡調査の結果を踏まえ、試験研究成果の経済・社会への貢献・影響について定量的な手法による評価を行うとともに、受託者に対して事業化計画の見直し等を指導する。

(ウ) 委託期間が終了して一定期間を経た採択案件について、売上納付額がその計画額を一定程度下回った場合には、その乖離度に応じて委託費の一部返還を求めるなどの措置について、その確実な実施を図る。

(エ) 日本版バイ・ドール条項の規定により委託先に帰属する特許権等の中で、委託先において当面利用が見込まれない特許等、広く許諾又は移転等の希望者を求めることが適切な特許等については、ホームページや公的な特許等の流通データベースに掲載し、積極

イ 委託期間終了時において、有識者からなる評価委員会を開催し、成果の達成状況及び事業化の見込みについて適切な評価を行っているか。

ウ 試験研究結果等に基づき、適正な売上納付額の見通しを立てているか。また、計画額からの変動要因の分析を行っているか。

エ 日本版バイ・ドール条項の適用比率について、適用できない場合を除き100%となっているか。

オ 委託期間が終了した採択案件について、毎年度、事業化状況や売上納付額等の追跡調査を行っているか。また、事後の試験研究や事業化への取組等について指導しているか。

的に情報公開する。

③ 国民に対する積極的な情報発信
試験研究成果や終了時評価の結果については、ホームページ等のメディアを最大限に活用し、できるだけ定量的な手法を用いてとりまとめ、概要を積極的に公表する。また、日本版バイ・ドール条項の規定により委託先に帰属する特許権等について、当該委託先における事業化の状況及び第三者への実施許諾の状況等につき毎年調査し、適切な形で対外的に公表する。

（２）民間研究促進を中心とした産学官連携のための事業

民間研究開発の支援等により産学官の連携を推進するため、各種イベント等を活用し情報交流の場の提供を行うとともに、100件以上共同研究のあっせん・相談活動等を実施する。

また、生物系特定産業技術に関する最新の技術情報を的確に調査・収集・整理し、広報誌及びホームページに掲載すること等により提供する。ホームページについては、月1回以上更新する等により、情報の提供を迅速かつ積極的に行う。

（３）特例業務

本業務については、特定関連株式会社の株式の処分の前倒しに取り組み、平成26年度中に廃止するものとし、遅くとも平成27年度までに廃止する。

① 出資事業については、業務廃止までの間、以下の取組を行い、繰越欠損金の圧縮を図る。

（ア）研究開発成果について積極的な広報を行うとともに、その後の事業化の取組状況及び経営状況等を把握し、必要な場合には収益の改善策の策定等を指導する。また、研究開発会社等において当面利用が見込まれない特許等、広く許諾又は移転等の希望者を求めることが適切な特許等については、積極的に情報公開する。

（イ）今後、研究開発成果の活用の見込がなく、かつ、収支見通しにおいて収益を確保する見通しが無い場合等には、当該会社の整理を行う。整理に当たっては、原則として、外部専門家の評価を得るとともに、資金回収の最大化を図る。

（ウ）また、民間の自主性を尊重しつつ資金回収の最大化を図る等の観点から、所有株式を売却することが適当と見込まれる研究開発会社については、当該会社に係る所有株式を売却する。

（エ）これらの概要をホームページ等

カ 研究開発成果及び評価結果の公表は適切に行われているか。

キ 産学官連携の取組が適切に行われているか。また、共同研究のあっせん・相談活動数等に関する数値目標の達成に向けた進捗はどうか。

ク 出資終了後の研究開発会社等について、当該会社の整理の検討・実施や所有株式の売却を行うなど、資金回収の最大化への取組を十分行っているか。

（２）民間研究促進を中心とした産学官連携のための事業

民間研究開発の支援等により産学官の連携を推進するため、共同研究のあっせん・相談活動の実施、情報交流の場の提供、生物系特定産業技術に関する情報の収集・整理・提供等の業務を実施する。その際、共同研究のあっせん・相談活動等については、数値目標を設定して取り組む。

（３）特例業務の適正な実施

本業務については、特定関連会社の株式の処分が前倒しで可能となる場合には、平成26年度中に廃止するものとし、遅くとも平成27年度までに廃止する。

なお、本業務の廃止までの間、出資事業については、株式処分による資金回収の最大化を図るために必要な措置を講じ、繰越欠損金の圧縮を図るとともに、融資事業については、貸付先の債権の管理・保全を適切に行い、貸付金の回収を確実に行う。

	により公表する。	
	② 融資事業については、貸付先に対し定期的に経営状況を把握できる資料の提出を求めるとともに、必要に応じて信用調査等を行うことにより貸付先の債権の管理・保全に努め、貸付金の確実な回収を進める。	ケ 融資事業について、貸付先の経営状況を定期的に把握するなど、貸付金の着実な回収に向けた取組を十分行っているか。
5. 農業機械化の促進に関する業務の推進 農業機械化の促進に資するため、「食料・農業・農村基本計画」及び「農林水産研究基本計画」の実現を目指し、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）に基づき、農業機械に関する試験研究や検査・鑑定等の業務を総合的かつ効率的に実施する。	5. 農業機械化の促進に関する業務の推進 農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）に基づいて行う、農業機械に関する試験研究及び検査・鑑定等の業務を、総合的かつ計画的に実施する。 農業機械の試験研究等の業務に当たっては、同法に基づく「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に即し、以下の研究推進方向に沿って、効率的かつ効果的な試験研究を実施する。 農業機械の検査・鑑定の業務については、安全性評価及び環境性能評価の充実を図りつつ、効率的かつ効果的に実施する。 研究の推進に当たっては、外部の専門家等からなる研究評価委員会において、単年度評価、中間評価、終了時評価等を実施し、基本方針に基づく高性能農業機械等に関する研究課題については終了時評価に費用対効果分析を活用する。評価結果及び研究成果については、できるだけ定量的な手法、視覚的な表現も用いて国民に分かりやすく、また、ホームページへの掲載をはじめとして幅広く情報提供を行う。	（指標2－5）
（1）研究の重点化及び推進方向 農業機械化促進法に基づく「高性能農業機械の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に即して、同法第2条第5項に規定する高性能農業機械等の試験研究とこれに資する基礎的研究及び基盤的研究を重点的かつ計画的に実施する。 なお、研究の推進に当たっては、生産現場への普及が見込まれる課題に重点化するとともに、研究評価を適切に実施し、その評価結果及び研究成果については、できるだけ定量的手法も用いて国民に分かりやすい形で情報提供を行う。 これらのことを実現するため、「別添2」に示した研究を進める。	（1）研究の重点的推進 [別添2]に示した研究を重点的に推進する。	
（2）行政ニーズへの機動的対応	（2）行政ニーズへの機動的対応	

期間中に生じる行政ニーズに機動的に対応し、必要な研究開発を的確に実施する。 (3) 効率的かつ効果的な研究開発を進めるための配慮事項 高性能農業機械等の試験研究を効率的かつ効果的に進めるため、以下の事項に配慮する。 開発された機械が、最終的に、農業生産現場に普及し、農業生産性の向上、作業負担の軽減等が図られるよう、研究テーマについては、民間企業、都道府県、大学等の役割分担を踏まえつつ、その採択に係る事前審査及び中間審査を強化するとともに、開発意欲の高い民間企業と共同研究を行うことにより、農業政策上緊急的に措置が必要なものと及び実現可能性が高いものに特化する。	中長期目標期間中に生じる政策ニーズにも機動的に対応し、必要な研究開発を的確に実施する。 (3) 効率的かつ効果的な研究開発を進めるための配慮事項 (1) に掲げた高性能農業機械等の試験研究を効率的かつ効果的に進めるため、以下の事項に配慮する。 ① 農業生産性の向上、作業負担の軽減等の効果の発揮による農業現場での普及促進に向けて、民間企業、都道府県、大学等との役割分担を踏まえつつ、生産現場のニーズ及び緊急性の高い課題であって、開発機械の普及が見込まれるものに重点化して取り組む。 ② 開発・改良の課題の設定に当たっては、農業生産者の開発改良ニーズを農業機械関連団体及び農業機械化促進法第5条の5第1項に定める高性能農業機械実用化促進事業を実施する者等の外部機関も活用しつつ的確に把握して、開発・改良課題設定を行う。 ③ 開発段階において、共同研究等を行う民間企業の選定に当たっては、各企業の開発課題における販売計画や研究費用の負担見込み等を考慮して行う。また、実用化を促進する活動への支援に取り組む。 ④ 開発・改良に際しては、課題化段階での事前審査のみならず、逐次開発成果の実用化の見込み、生産性の向上や経営改善等の導入効果、生産現場での普及見込み等についても十分把握・分析を行い、中間審査を通じて開発・改良の中止、見直し等を行う。	ア 課題設定に当たって、外部専門家等を活用し、開発・改良のニーズについて適切な調査を行っているか。また、生産現場のニーズ及び緊急性、普及の見込みに配慮し、試験研究の重点化を図っているか。 イ 民間や大学との共同研究が適切に図られているか。また、民間企業との共同研究等にあたって、開発課題における販売計画や費用負担について考慮しているか。 ウ 早期現地試験・モニタリング・現地検討会等を通じて、研究成果の実用化・普及の見込みについて把握・分析を行っているか。また、その結果が事業計画等の中止・見直し等に反映されているか。
(4) 農業機械の検査・鑑定 ア 農作業の安全性の確保や環境保全に資するため、農業機械の安全性や環境性能の向上に向けた検査・鑑定内容の充実を図る。 特に、安全性確保の観点からは、検査・鑑定の実施を基に、安全性向上に向けた農業機械の開発・改良を促進するとともに、農作業事故の防止に関する開発・改良研究の成果等も活用し、農作業の安全に関する情報等を積極的かつ効果的に発信する。 また、環境配慮の観点からは、農業機械の省エネルギー化や排出ガスなどの低減に向けて積極的な対応を行う。 イ 申請者の利便性の更なる向上に資するため、より効率的な検査の実施、事務処理の合理化等を進め、検査・鑑	(4) 農業機械の検査・鑑定 ① 農業機械の安全性の向上に向け、事故調査の実施及びその結果、事故防止に関する開発・改良研究の成果等を踏まえ、検査・鑑定における事故防止・被害低減に向けた安全性評価に資するよう農業機械の性能評価の充実を図る。 また、環境性能の向上に向け、国内外の規制の動向、環境に関連する開発・改良研究の成果等を踏まえ、検査・鑑定における省エネルギー化の推進や排出ガスの規制強化を含む対応に資するよう農業機械の性能評価の充実を図る。 ② 検査手法の改善等による効率的な検査・鑑定の実施、事務処理の合理化等を進め、検査・鑑定の実施から成績	エ 安全性評価・環境性能評価の充実に向けた取組が行われているか。 オ 検査・鑑定業務において、平均処理期間の短縮等の利便性向上に努めているか。また、

定の実施から成績書提出までの期間の短縮に努める。また、受益者負担の拡大を図るため、手数料の見直しを行う。 ウ このほか、農業機械の検査・鑑定の結果については、継続的にデータベースの充実を図るとともに、インターネット等を通じ幅広く情報提供を行う。また、農作業事故は、高齢者に多いことを考慮に入れ、農作業事故防止のための安全な農業機械の普及促進や農作業安全対策の啓発に取り組む。	書提出までの期間の短縮に努める。 ③ 24年度から受益者負担の拡大を図るため、手数料の見直しを行う。 ④ 型式検査合格機、安全鑑定適合機について、機械導入等の際の指針として活用されるよう、検査成績の内容、機種の特徴等を容易に検索・比較できるデータベースを充実させ、ホームページを通じて広く一般の利用に供する。 ⑤ 外部から寄せられた検査・鑑定に関する質問及びその回答を分かりやすい形でとりまとめ、3ヶ月ごとにホームページを通じて情報提供を行う。 ⑥ 農作業事故の防止を目指し、開発・改良研究や事故調査の分析結果に基づいた農業機械作業の安全に係る情報を、農業者、農業関係団体、普及関係者等に積極的かつ効果的に提供するため、ホームページ等広報内容の充実を図る。 ⑦ 農作業事故が高齢者に多いことを考慮し、ホームページ以外での情報提供を行う等、農作業安全が真に必要な利用者への情報提供を行う。	適正な手数料設定にむけて、取り組んでいるか。 カ 農業機械作業の安全に係る情報、検査・鑑定に関する質問及び回答等について、ホームページ等を通じて適切に情報提供が行われているか。その際、高齢者にも配慮した取組を行っているか。
6. 行政部局との連携 (1) 行政部局との連携の強化 研究の設計から成果の普及・実用化に至るまでの各段階において、農林水産省の行政部局と密接に連携し、行政部局の意見を研究内容や普及方策等に的確に反映させるとともに、行政部局との連携状況を毎年度点検する。 また、他の独立行政法人との役割分担に留意しつつ、緊急時対応を含め、行政部局との連携会議や各種委員会等への技術情報の提供及び専門家の派遣を行うとともに、行政部局との協働によるシンポジウム等を開催する。	6. 行政部局との連携 (1) 行政部局との連携の強化 ① 研究の設計から成果の普及・実用化に至るまでの各段階において、農林水産省の行政部局の意見を研究内容や普及方策等に的確に反映させるため、関係行政部局と情報交換を密に行うことなどにより問題意識等の共有を図るとともに、毎年度の研究成果や研究計画を検討する会議等に関係行政部局の参加を求める。また、行政部局との連携状況については、毎年度行政部局の参画を得て点検し、その結果を踏まえ一層の強化を図る。 ② 他の農業関係研究開発独立行政法人との役割分担に留意しつつ、緊急対応を含めて行政部局との連携会議や各種委員会等へ専門家の派遣を行う。また、研究成果の普及・活用を図るため、行政との協働によるシンポジウム等の開催、行政等の要請に応じた適切な技術情報の提供を行う。 ③ 食品の安全性向上や動植物防疫に関するレギュラトリーサイエンスに対応した研究、事業現場で発生する技術的課題の解決に向けた技術支援、研究受託等の取組を推進する。	(指標 2 - 6) ア 研究成果や研究計画を検討する会議に関係行政部局の参加を求め、行政部局の意見を研究内容等に反映させているか。また、行政部局との連携状況について、行政部局の参画を得て点検しているか。 イ 行政等の要請に応じて、各種委員会等への専門家の派遣、適切な技術情報の提供、シンポジウム等の共同開催などの協力を行っているか。 ウ レギュラトリーサイエンスの観点から、食の安全や動植物防疫を初めとして、事業現場で発生する技術的課題解決にむけた技術支援や研究受託

(2) 災害対策基本法、国民保護法等に基づく技術支援 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年法律第112号）に基づく初動時の対応、二次災害防止等の技術支援を行うほか、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づく農産物・食品の安全及び消費者の信頼確保に向けての技術支援、人獣共通感染症、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）等に規定される監視伝染病等の防除技術支援により、行政に貢献する。	(2) 災害対策基本法、国民保護法等に基づく技術支援 ① 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年法律第112号）の指定公共機関として、集中豪雨や地震等の災害に機動的に対応する。 ② 食品安全基本法（平成15年法律第48号）に基づく緊急対応を含めて、農産物・食品の安全性の確保に向けて機動的に対応する。 ③ 重要家畜伝染病発生時の緊急防疫活動等の危機管理に際しては、国・地方自治体等の要請に応じて積極的に協力する。	等に取り組んでいるか。 エ 災害対策基本法等に基づく災害対応、食品安全基本法に基づく緊急対応、重要な家畜伝染病発生時の緊急防疫活動など危機管理への機動的対応が適切に行われたか。
7. 研究成果の公表、普及の促進 (1) 国民との双方向コミュニケーションの確保 国民に対する説明責任を果たすため、多様な情報媒体を効果的に活用して、食料・農業・農村に関する技術の研究開発について分かりやすい情報を発信するとともに、研究機構及び研究者自らが国民との継続的な双方向コミュニケーションを確保するための取組を強化する。 特に、農産物・食品の安全性や新技術を活用した品種開発等については、科学的かつ客観的な情報を継続的に提供するとともに、研究の計画段階から国民の理解を得るための取組を推進する。 (2) 成果の利活用の促進 新たな知見・技術のPRや普及に向けた活動及び行政施策への反映を重要な活動と位置付け、研究者と関連部門はこれらの活動の促進に努める。 このため、今中長期目標期間中に得られる研究成果に、前中長期目標期間までに得られたものを加えて、研究成果のデータベース化、研究成果を活用するためのマニュアルの作成等により積極的な研究成果の普及と利活用を促進する。 また、行政・普及部局、公立試験研究機関、産業界等との緊密な連携の下に普及事業等を効果的に活用し、研究成果の現場への迅速な技術移転を図る。	7. 研究成果の公表、普及の促進 (1) 国民との双方向コミュニケーションの確保 国民に対する説明責任を果たすため、多様な情報媒体を効果的に活用して、食料・農業・農村に関する技術の研究開発について、広く国民・関係機関に向けて分かりやすい情報を発信する。 研究機構及び研究者自らが、国民との継続的な双方向コミュニケーションを確保するための取組を強化する。 特に、農産物・食品の安全性や遺伝子組換え等の新技術を活用した品種開発等については、科学的かつ客観的な情報を継続的に分かりやすく発信し、研究の計画段階から国民の理解を得るように努める。 (2) 成果の利活用の促進 ① 第1の2.の③の「主要普及成果」については、行政・普及部局、公立試験研究機関、産業界等との緊密な連携の下で、これらの生産現場等への迅速な移転を図る。 ② 研究成果の普及、利活用の促進に向けて、マニュアル、データベース等を作成し、研究成果の受け手を明確にしつつ、インターネット等を活用して、成果の普及、利活用を図る。また、マッチングイベント、セミナー等の積極的な開催等を産学官連携活動と一体となって推進する。	(指標2-7) ア 広く国民や関係機関に分かりやすい研究情報を発信しているか。特に、農産物・食品の安全性や遺伝子組換え技術等の新技術を活用した品種開発等について、科学的かつ客観的な情報発信に努めているか。 イ 講演会やイベント開催等、研究者と一般消費者や生産者が交流する場を通じて、研究に関する相互理解の増進に取り組んでいるか。 ウ 「主要普及成果」の生産現場等への移転に向けた取組が適切に行われているか。 エ ユーザーのニーズを踏まえた研究成果のデータベース化やマニュアル化等による成果の利活用促進の取組は十分行われているか。マッチングイベント等、受け手を明確にした研究成果の普及・利活用を促進する取組が適切に行われているか。

(3) 成果の公表と広報

研究成果は、積極的に学術雑誌等への論文掲載、学会での発表等により公表するとともに、主要な成果については、各種手段を活用し、積極的に広報を行う。査読論文の公表については、数値目標を設定して取り組む。

(3) 成果の公表と広報

① 研究成果については、国内外の学会等で積極的に発表するとともに、中期目標の期間内に農業技術研究業務において6,900報以上、農業機械化促進業務において55報以上の査読論文として学術雑誌、機関誌等で公表する。

② 主要な研究成果については、プレスリリースやホームページ等への掲載に加え、シンポジウムや研究発表会、展示等を通じて広く公開する。中期目標期間内にプレスリリースについて、農業・食品産業技術に関する試験研究の業務において215件以上、農業機械化促進法に基づく試験研究の業務において45件以上行う。その際、研究成果の受け渡し先を明確にし、その特性に応じた分かりやすく適切な情報提供を行うことにより、効果的な広報となるように努める。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

研究開発の推進に際しては、研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究成果の権利化や許諾等の取扱いに関する知財マネジメントを研究開発の企画段階から一体的に実施する。

その際、我が国の農業及び食品産業並びに農村の振興に配慮しつつ、実施許諾の可能性等を踏まえた権利化、研究成果の保全に向けた権利化など、海外への出願や許諾を含めて戦略的に権利化等を進めるほか、保有特許の必要性を随時見直す。また、特許権等に係る情報の外部への提供を積極的に進めるとともに、技術移転に必要な取組を強化する。

また、農林水産研究知的財産戦略(平成19年3月22日農林水産技術会議決定)等を踏まえ、必要に応じて知的財産方針を見直す。

なお、特許の出願及び実施許諾並びに新品種の登録出願及び利用許諾については、数値目標を設定して取り組む。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

① 研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究成果の権利化や許諾等の取扱いに関する知財マネジメントを研究開発の企画段階から一体的に実施する。

② 知的財産権の取得に努め、中期目標の期間内に、農業技術研究業務において500件以上、農業機械化促進業務において115件以上の国内特許等を出願する。その際、民間等のニーズを踏まえた実施許諾の可能性や共同研究に繋がる等研究推進上の必要性等を勘案して戦略的に権利化を進める。また、保有特許については、維持する必要性を同様な観点から随時見直す。品種については、中長期目標期間内に155件以上の国内出願し、普及及び利用促進を図る。

③ 外国出願・実施許諾については、海外で利用される可能性、我が国の農業や食品産業等への影響、費用対効果及び研究資金に関わる契約に基づく制約等を考慮して行う。

④ 知的財産権の確保・権利化を適切に判断するため、研究職員が専門家に直接相談できる体制を充実させるとともに、研究職員に対し、権利の取得が研究成果の普及の重要な手法であることを認識できるように啓発活動を積極的に行う。

⑤ 取得した知的財産権については、インターネット等の手段や多様な機会を通じて積極的に情報を提供する。ま

オ 論文の公表に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

カ 研究成果についての情報提供と公開は適切に行われたか。プレスリリースに関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

キ 研究成果の知財化のため、研究職員への啓発や知財マネジメントに適切に取り組んでいるか。

ク 国内特許に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。品種登録出願に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

ケ 保有特許について、維持する必要性の見直しを随時行っているか。

コ 海外での利用の可能性、我が国の農業等への影響、費用対効果等を考慮しつつ、外国出願・実施許諾は適切に行われているか。

サ 保有する知財について、民間等における利活用促進のための取組は適切に行われているか。

	た、知的財産権の民間等における利活用を促進するため、TL0等を活用し、企業等とのマッチング活動を強化するとともに、これらの活動に必要な体制整備を進める。その際、我が国の農業及び食品産業並びに農村の振興に配慮する。 ⑥ 保有する国内特許の中長期目標の期間内における毎年度の実施許諾数は、農業技術研究業務において235件以上、農業機械化促進業務において90件以上とする。また、品種の中長期目標期間内における毎年度の利用許諾数は390件以上とする。 ⑦ 必要な場合は、農林水産研究知的財産戦略等を踏まえ知的財産に関する基本方針を見直す。	るか。国内特許の実施許諾及び品種利用許諾に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。
8. 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献 (1) 分析及び鑑定の実施 行政、民間、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究機構の高い専門知識が必要とされる分析及び鑑定を実施する。 (2) 講習、研修等の開催 行政・普及部局、各種団体、農業者等を対象とした講習会・研修会の開催、国公立機関、産業界、大学、海外機関等外部機関からの研修生の受入れ等に積極的に取り組む。その際、各講習等について有効性等を検証し、講習内容等の改善に努める。 (3) 国際機関、学会等への協力 国際機関、学会等への専門家の派遣、技術情報の提供等を行う。	8. 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献 (1) 分析及び鑑定の実施 行政、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究機構の高い専門知識が必要とされ、他の機関では実施が困難な分析及び鑑定を実施する。 特に、動物衛生に関しては、診断の困難な疾病、診断に特殊な試薬や技術を要する疾病、新しい疾病、国際重要伝染病が疑われる疾病等について、適切に病性鑑定を行い、疾病発生時の危機管理に関わる社会的責務を果たす。 (2) 講習、研修等の開催 ① 行政・普及部局、検査機関、民間、農業者、各種団体等を対象とした講習会、講演会、技術研修等を積極的に開催する。また、国や団体等からの委託講習・研修業務の受託、及びそれらが主催する講習会等への講師派遣等に積極的に取り組む。その際、各講習等について受講者へのアンケート調査等により有効性等を検証し、講習内容等の改善に努める。 ② 他の独立行政法人、大学、国公立試験研究機関、産業界、また海外研究機関等の研修生を積極的に受け入れる。 ③ 外部に対する技術相談窓口を設置し適切に対応する。 (3) 国際機関、学会等への協力 ① 国際機関、学会等の委員会・会議等に職員を派遣する。また、政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に	(指標 2 - 8) ア 行政等の依頼に応じ、専門知識を必要とする分析・鑑定が適切に行われたか。 イ 動物衛生に関して、疫病発生時の危機管理のための対応が適切に行われているか。 ウ 講習、研修等の開催、国等の委託講習の受託や講師派遣、研修生の受け入れ等が積極的に行われたか。 エ 国際機関等の要請に応じた専門家の派遣、学会等への委員の派遣が適切に行われているか。

(4) 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布 家畜防疫、動物検疫の円滑な実施に寄与するため、民間では供給困難であり、かつ、我が国の畜産振興上必要不可欠な家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行う。 (5) 外部精度管理用試料の配布及び解析、標準物質の製造及び頒布 外部精度管理用の試料を調製し、国内外の分析機関に配布するとともに、その分析結果を統計的に解析して通知する。また、適切に含有値が付けられた標準物質を製造し頒布する。	協力する。 ② 国際獣疫事務局 (OIE) の要請に応じ、重要動物疾病に係るレファレンスラボラトリー、コラボレーティングセンターとして、OIEの事業に協力する。また、国際水田・水環境ネットワーク (INWEPF) や経済協力開発機構 (OECD) 等の国際機関の活動に職員を派遣する等の協力を行う。 (4) 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布 民間では供給困難な家畜及び家きん専用の血清類及び薬品について、行政と連携しつつ、適正な品目及び量等を調査し、家畜防疫及び動物検疫を実施する国公立機関等へ安定的に供給する。 (5) 外部精度管理用試料の配布及び解析、標準物質の製造及び頒布 国際標準化機構 (ISO) 17043 に基づく重金属汚染米試料等の外部精度管理用試料の供給・解析、ISOガイド34 に基づく GMO 検知用標準物質等の製造・頒布を行う。	るか。また、政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力しているか。 オ 行政と連携しつつ、家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の安定供給の取組が適切に行われているか。 カ 外部精度管理用試料、GMO 検知用標準物質等の製造・頒布が適切に行われているか。
第4 財務内容の改善に関する事項 1. 収支の均衡 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。 2. 業務の効率化を反映した予算計画の策定と遵守 「第2 業務運営の効率化に関する事項」及び上記1. に定める事項を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 3. 自己収入の確保 受益者負担の適正化、特許使用料の拡大等により自己収入の確保に努める。 4. 保有資産の処分 施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。	第3 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	(指標3) 【法人全体 (全勘定)】 (指標3-1) ア 業務運営の効率化に関する事項及び法人経営に係る具体的方針に基づき、法人予算全体の人件費 (業績評価を勘案した役員報酬を含む)、業務経費、一般管理費等法人における予算配分について、明確な配分方針及び実績が示されているか。 イ 法人における知的財産権等の実施料収入等、自己収入増加に向けた取組が行われ、その効果が現れているか。 ウ 運営費交付金の未執行率が高い場合、その要因を明確にしているか。 エ 利益剰余金について、その財源ごとに発生要因を明確にし、適切に処理されているか。

		目的積立金の申請状況と申請していない場合は、その理由が明確にされているか。 オ 保有の必要性等の観点から、保有資産の見直しを行っているか。また、処分することとされた保有資産について、その処分は進捗しているか。 カ 施設・整備のうち不要と判断されたものについて、処分損失等にかかる経理処理が適切になされているか。 キ 会計検査院、政独委等からの指摘に適切に対応しているか。（他の評価指標の内容を除く）
	【農業技術研究業務勘定】 1. 予算 平成23年度～平成27年度予算 [人件費の見積り] 期間中総額99,821百万円を支出する。 ただし、上記の額は、総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を除いた額である。 なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の削減対象から除くこととする任期付研究者等に係る人件費を合わせた総額は、102,645百万円である。（競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金並びに国からの委託費、補助金の獲得状況等により増減があり得る。） また、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関派遣職員給与及び再雇用職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。 2. 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 3. 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画 【基礎的研究業務勘定】 1. 予算 平成23年度～平成27年度予算 [人件費の見積り] 期間中総額663百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並び	【農業技術研究業務勘定】 (指標3-2) ア 農業技術研究業務の予算配分の方針及び実績が明確にされているか。 イ 農業技術研究業務の一部を外部委託した場合、外部委託の考え方と外部委託費の内訳が明記されているか。
		【基礎的研究業務勘定】 (指標3-3) ア 基礎的研究業務の予算配分の方針及び実績が明確にされているか。

に職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

2. 収支計画

平成23年度～平成27年度収支計画

3. 資金計画

平成23年度～平成27年度資金計画

【民間研究促進業務勘定】

1. 予算

平成23年度～平成27年度予算

[人件費の見積り]

期間中総額441百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

2. 収支計画

平成23年度～平成27年度収支計画

3. 資金計画

平成23年度～平成27年度資金計画

【特例業務勘定】

1. 予算

平成23年度～平成27年度予算

[人件費の見積り]

期間中総額25百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

2. 収支計画

平成23年度～平成27年度収支計画

3. 資金計画

平成23年度～平成27年度資金計画

【農業機械化促進業務勘定】

1. 予算

平成23年度～平成27年度予算

[人件費の見積り]

期間中総額3,348百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職

【民間研究促進業務勘定】 (指標3-4)

ア 民間研究促進業務の資金配分の方針及び実績が明確にされているか。

【特例業務勘定】 (指標3-5)

ア 特例業務において、計画で見込んだ収支が計画通り進捗しているか。

【農業機械化促進業務勘定】 (指標3-6)

ア 農業機械化促進業務の予算配分の方針及び実績が明確にされているか。

	員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。 2. 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 3. 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画 4. 自己収入の確保 受益者負担の適正化、特許使用料の拡大等により自己収入の確保に努める。 5. 保有資産の処分 ① 施設・設備のうち不要と判断されるものを処分する。また、その他の保有資産についても、利用率の改善が見込まれないなど、不要と判断されるものを処分する。 ② 畜産草地研究所御代田研究拠点の研究員 宿舎敷地及び研究員宿舎は、平成23年度以降に処分する。 ③ 農村工学研究所の3Dドーム型景観シミュレーションシステムは、平成23年度以降に処分する。	
	第4 短期借入金の限度額 中長期目標の期間中の各年度の短期借入金は、農業技術研究業務勘定において43億円、基礎的研究業務勘定において15億円、民間研究促進業務勘定において1億円、特例業務勘定において1億円、農業機械化促進業務勘定において2億円を限度とする。 想定される理由：年度当初における国からの運営費交付金の受入れ等が遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費等の支払遅延を回避するとともに、運用収入等の収納の時期と事業費等の支払の時期に一時的な差が生じた際に円滑な業務の運営を図るため。	(指標4) 短期借入を行った場合、その理由、金額、返済計画等は適切か。
	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ① 第2期中期計画期間中に処分した旧農業者大学の土地の簿価相当額446百万円を平成23年度中に国庫納付する。 ② 特例業務勘定の出資事業に係る株式の処分に伴う回収金について、保有	(指標5) 中長期計画に定めのある不要財産の処分について、その取組が計画通り進捗しているか。

	する有価証券の満期償還額に、融資事業に係る長期貸付金の元本返済額を加え、財政投融資特別会計からの長期借入金の元本償還額を控除した額を、翌事業年度中に国庫に納付する。 また、特例業務勘定の特別貸付けに係る回収金について、平成26年度中に国庫に納付する。	
	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	
	第7 剰余金の使途 食料安定供給研究のための研究、地球規模の課題に対応するための研究、新需要創出のための研究、地域資源活用のための研究及び農業機械化の促進に資する試験研究等中長期目標における重点的研究課題の解決に向けた試験研究の充実・加速及びそのために必要な分析機器等の研究用機器更新・購入等に使用する。また、基礎的研究業務における競争的研究資金による試験研究の充実・加速、知的財産管理及び成果の発表・展示、民間研究促進業務における委託事業及び民間研究を促進するための情報収集・整理・提供事業、又は、特例業務の円滑な運営のために必要な資金等に使用する。	(指標7) 剰余金は適正な使途に活用されているか。
第5 その他業務運営に関する重要事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項等	
	1. 施設及び設備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性、既存の施設・設備の老朽化の現状及び研究の重点化方向等を踏まえ、真に必要な施設及び設備の整備改修等を計画的に行う。 (1) 農業技術研究業務勘定 平成23年度～平成27年度施設、設備に関する計画 (2) 農業機械化促進業務勘定 平成23年度～平成27年度施設、設備に関する計画	(指標8-1) ミッションの達成に向けた施設・設備の計画的整備が行われているか。
1. 人事に関する計画 (1) 人員計画 期間中の人事に関する計画（人員及	2. 人事に関する計画 (1) 人員計画 ① 方針	(指標8-2)

び人件費の効率化に関する目標を含む。)を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図る。 (2) 人材の確保 研究職員の採用に当たっては、任期制の活用等、雇用形態の多様化及び女性研究者の積極的な採用を図りつつ、中長期目標達成に必要な人材を確保する。研究担当幹部職員については、公募方式等を積極的に活用する。	研究分野の重点化や研究課題を着実に推進するための組織体制を整備し、職員を重点的に配置する。また、効率的・効果的な業務の推進が図られるように研究管理支援部門の組織体制を見直し、適切な職員の配置を行う。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期初職員相当数を上回らないものとする。 (参考：期初の常勤職員相当数2,987名) (2) 人材の確保 ① 研究職員の採用に当たっては、引き続き、任期付雇用等の雇用形態の多様化を図り、中長期目標達成に必要な人材を確保する。 ② 研究職員における全採用者に占める女性の割合については、前期実績を上回るよう、積極的に女性研究者を採用するとともに、その活用を図る。 ③ 次世代育成支援行動計画に基づき、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に努める。 ④ 研究リーダーについては、広く人材を求めるため、引き続き公募方式を活用する。	ア 期末の常勤職員数が、期初職員相当数を上回っていないか。 イ 任期付雇用、研究リーダーの公募等を活用するなど、雇用形態の多様化を図り、人材の確保に努めているか。 ウ 女性研究者の積極的な採用と活用に向けた取組が行われているか。また、その実績はどうか。 エ 仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に向けた取組が行われているか。
2. 法令遵守など内部統制の充実・強化 研究機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守を徹底する。特に、規制物質の管理等について一層の徹底を図るとともに、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。また、研究機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制の更なる充実・強化を図る。 さらに、法人運営の透明性を確保するため、情報公開を積極的に進めるとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府の方針を踏まえ、個人情報保護など適切な情報セキュリティ対策を推進する。	3. 法令遵守など内部統制の充実・強化 ① 研究機構に対する国民の信頼を確保する観点から、倫理保持や法令遵守について、研修等を開催し役職員の意識向上を図ること等により、その徹底を図る。特に、毒物劇物等の規制物質の管理について、一層の徹底を図る。 ② 研究機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、理事長のトップマネジメントが的確に発揮できるよう内部統制の充実・強化を図る。 ③ 法人運営の透明性を確保するため、情報公開を積極的に推進するとともに、情報開示請求に対して適正かつ迅速に対応する。また、「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進するとともに、個人情報の保護に努める。	(指標8-3) ア 内部統制のための法人の長のマネジメント(リーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応、内部統制の現状把握・課題対応計画の作成)は適切に行われているか。 イ 内部統制のための監事の活動(法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施、監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告)が適切に行われているか。 ウ 倫理保持や法令遵守についての意識向上を図るための研修、法令違反や研究上の不正に関する適切な対応など、法人におけるコンプライアンス徹底のための取組が行われているか。

		エ 規制物質、遺伝子組換え生物等の管理が適正に行われているか。規制薬品の一元管理の導入等、措置するとされた改善策の徹底が図られているか。 オ 法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報開示請求への適切な対応が行われているか。また、情報セキュリティ対策や個人情報保護は適切になされているか。
3. 環境対策・安全管理の推進 研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。 また、事故及び災害を未然に防止する安全確保体制の整備を進める。	4. 環境対策・安全管理の推進 (1) 環境対策の推進 研究活動に伴う環境への影響に配慮するため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に基づく化学物質の適正な管理及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくエネルギーの使用の合理化等に積極的に取り組む。また、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に基づき、環境配慮の方針等を記載した環境報告書を公表する。 (2) 安全管理の推進 事故及び災害を未然に防止するため、研究機構内に設置する安全衛生委員会等による点検、管理等の取組を一層推進するとともに、安全衛生に関する役職員の意識向上に向けた教育・訓練を実施する。	（指標 8－4） ア 資源・エネルギー利用の節約、リサイクルの徹底など環境負荷低減の取組を積極的に行っているか。また、その取組を公表しているか。 イ 職場環境の点検・巡視等の安全対策及び安全衛生に関する職員の教育・訓練が適切に行われているか。
	5. 積立金の処分にに関する事項 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等及び東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中長期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用に充当する。	（指標 8－5） 前期中期目標期間繰越積立金は適正な使途に活用されているか。